

平成 28 年

新 城 市 教 育 委 員 会

1 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

平成28年1月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 1月28日(木) 午後2時30分から午後5時55分まで

2 場 所 鳳来総合支所3階 教育相談室

3 出席委員

原田純一委員長 花田香織委員長職務代理者 川口保子委員
安形茂樹委員 和田守功教育長

4 説明のため出席した職員

夏目教育部長
櫻本教育総務課長
夏目学校教育課長
長谷川生涯学習課長
杉山生涯学習課参事
柿原文化課長
加藤文化課参事
佐宗スポーツ課長

5 書 記

杉浦教育総務課副課長

6 議事日程

開 会

日程第1 11月・12月会議録の承認

日程第2 1月の新城教育

- (1) 教育長報告
- (2) 1月の行事・出来事

日程第3 議案

第1号議案 教育委員の辞職の同意について(教育総務課)

日程第4 協議・報告事項

- (1) 教育長の決裁規程等について(教育部長)
- (2) 卒業式の出席者について(学校教育課)
- (3) 新城市ハートフルスタッフ活用事業実施要綱について(学校教育課)

- (4) 新城市鳳来寺共育施設の設置及び管理に関する条例の制定について（生涯学習課）
- (5) 新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について（生涯学習課）
- (6) 新城市青年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について（生涯学習課）
- (7) 平成28年新城市成人式の開催結果について（生涯学習課）
- (8) 「新城市スポーツ振興計画」策定報告について（スポーツ課）
- (9) 「第40回新城マラソン大会」開催報告について（スポーツ課）

日程第5 その他

- (1) 平成28年度教育委員会会議の日程について（教育総務課）
- (2) 東京大学史料編纂所特定共同研究シンポジウムについて（文化課）

次回定例会議（案） 2月26日（金）午後2時30分
（鳳来総合支所3階 教育相談室）

閉 会

○委員長

それでは、皆さん、こんにちは。時間が来ましたので、1月定例教育委員会会議を始めます。

日程第1 11月・12月会議録の承認

○委員長

初めに、日程第1の11月、12月会議録の承認をお願いします。

日程第2 1月の新城教育

○委員長

では、日程第2、1月の新城教育、初めに、教育長報告、お願いします。

○教育長

まず、1月の教育委員会行事から、成人式が1月10日に行われましたが、大ホールに457人の成人の方が集まり、一般・来賓の方を含めると839人という中で、肅々と、そして盛大に行われたと思います。

それから、1月17日に第40回新城マラソンが開催され、メダリストの野口みずきさんをお呼びしたということで、応募が3,612人という史上一番多い人数を記録しました。また、みずきさんが5キロメートルの走者と一緒に走り、ゴールのところで一人一人ハイタッチするというのがございまして、非常に大きな感動を参加者に与えてくださり、また、これからの市民ランナー、市民スポーツの励みになったのではないかと思います。

3点目、一昨日、1月26日にB&Gの全国サミットがあったわけですが、作手にB&Gの体育館、プールがあるわけですが、これまでも地域のスポーツをその施設でやっていたということを中心に進めてきて、今年度新たな方法ということで何が打ち出されたかといいますと、その施設、スポーツを通して地域コミュニティの再生、活性化を図ろうということが強くうたわれておりました。

また、その場に文部科学省の生涯学習課の方がみえて、同じようなことを言ってみえました。学校を核とした地域づくり、地域・まちに活力を生み出すといったことが、今後の大きな学校の、あるいは教育の役割になるのではないかということで、その文面を読みますと共育で従来新城市が言ってきたそういった主張が述べられております。先ほどの研修会のコミュニティスクールということともあわせて、地域の学校、地域の子供と住民が、共に過ごし、共に学び、共に育つといったことというのは今後の大きなまちづくりのキーワードになっていくのではないかと思います。

それから、4点目、きょうの中日新聞に、組み立て体操事故防止策通知という記事が県内版に大きく載っておりました。組体操を通して骨折やいろんなけがをすること、社会問題にもなっているわけですが、そんな中で愛知県下の運動会で組体操をしている学校は小学校の79%、中学校の27%ということで、計647校が採用しているということです。新城市の場合を見ますと、小学校が13校、中学校が1校という実態でありました。数年来大きな事故という報告は受けておりません。しかし、指導においては慎重を要する指導であると思います。

それから、5点目、インフルエンザがはやり出したということが1週間ぐらい前にニュースに取り沙汰されましたけれども、新城市の状況ですが、きょう現在のところ学級閉鎖はございませんけれども、千郷小学校の6年生が10人ほどインフルエンザにかかったということで、明日学級閉鎖を行い

ます。

それから、最後、訃報で悲しいことですがけれども、新城市の歯科医師会長、そして学校歯科医師として鳳来中学校で、あるいは鳳来寺小学校で20年余、ほんとに大変お世話いただいた胡桃先生が亡くなられたということで、本日葬儀がございました。ほんとに、いろんな面でこれからも学校教育で御指導を仰ごうとしていた先生だけに、ほんとに残念でございます。御冥福を祈りたいと思います。

以上です。

○委員長

何か、御質問等ありますか。では、よろしいですかね。

それでは、ちょっとここには書いてないんですが、平成28年度の教育方針説明の教育長から案が出ているわけですが、それを検討する場がないものですから、このところで少し皆さんに御意見いただいて、検討していきたいと思います。

各委員の皆さんには事前に配付されていたかと思しますので、どなたからでも結構ですので気がついたことがあったらよろしくをお願いします。

○教育長

前回の臨時教育委員会で、全体に通して御意見をいただいた部分、その部分について修正を加えると同時に、また、市内の小中学校全校長からの意見を寄せていただきましたので、そんな中からの意見も反映するという形で書きました。

全体の流れは前回と一緒にすけれども、それぞれのところの文言は変わっているところも多々ございますので、それぞれのプロットごとに御意見があったら伺うという形で、進めていけたらと思います。

○委員長

そのほうがわかりやすくいいですね。

じゃ、時間も限られておりますので、気がついたところがあったら言っていただくんですが、今教育長からプロットごとにとということで、最初に1の新城教育のめざすものということで、御意見があったら。どうぞ。

○委員

これは、しゃべり言葉でよろしいのでしょうか。それとも、文章としてきちっとしたものをめざされておられるのか、どちらでしょうかということを、まずお聞きしたい。

○教育長

まあ基本的に、常体でなくて敬体で書くという方針でやっております。

○委員

済みません、敬体というのは。

○教育長

敬体というのは、ですます調。常体というのは、である調です。

どちらでも統一することはできます。

○委員長

内容のほうではどうですか。今のしゃべり言葉を中心にするか、書き言葉を中心にするかということですね。

○委員

はい、そうです。

○教育長

敬体でということ、言葉としては文章言葉で、ただ文末が敬体であるということによってやっていただけたらというふうに。だから、常体にするってことだったら常体にして、それで話すときには敬体に直して話すという形になります。

○委員長

1についてはいいですか。

○委員

出だしの針路という言葉は、話し言葉で聞くと、進路先の進路と受けとめやすいので、何かこれに替わる言葉がないかと考えましたが、ちょっと見当たりませんでした。

共育の定義が2行目のところにありますね。「おらが学校を拠点に、地域みんなで、新城の三宝を活かして、共に過ごし共に学び共に育つ活動を行い、感動・創造・貢献の喜びを共有し、自他の幸せと元気を生み出すこと」と定義があります。この定義は、昨年「感動・創造・貢献」のところから後半が加わったと思いますが、その前の年は簡潔に「共に過ごし、共に学び、共に育つ」が定義であったと思います。また本年度、加わってさらに長くなっておりませんが、定義を毎年変えていいのかと疑問に感じます。自分としては、簡潔に「共に過ごし、共に学び、共に育つ」が定義であると簡潔にしたほうが、市民に浸透しやすいし、わかりやすいのではないかと思います。ですから、このところを、もしここを書くのであれば、定義としないで、共育のねらいはというように説明したほうがいいのかと思いました。

○委員長

定義を2段にしたらどうかと、はい。

○委員

私は、定義として、さっき先生が言われたみたいに、共に育つまでで丸にして、その後に、つまりはみたいなイメージで、おらが学校を拠点にということとさらに詳しくするという形で、ここに書いてある言葉は残しながら、構成だけちょっといじってやれば、いいんではないかと思うんですけど。

○委員

それも思いました。はい。それもいいと思います。

○委員

私もそのところ、よろしいですか。

○委員長

はい。

○委員

おらがの前の鍵括弧を、共に過ごしというところに鍵括弧を持ってくることで、定義がその鍵括弧の中になるんじゃないかなって思いました。

○委員長

今の、わかりました。

○教育長

やっぱり端的にあらわすって非常に大事なことであって、定義は何なんだっていうことはよくいろんなところから問われるんですけども、そうすると新城教育で進めている教育の全体像というのをあらわしたくなるという言葉が多くなるんですよ。その一つ一つの句も、全部これまで使ってきた言葉で、だけど何なんだっていったときに、やっぱり端的に答えられることが覚えやすいし、理解されやすいということを考えますと、まあ共に過ごし、共に学び、共に育つ活動だということにして、ただその周辺の部分、それはどういうところでどういうふうにするんだといったときに、おらが学校を拠点に地域みんなでと。そういうスタンスでやっていくということにしますかね。

○委員

はい。

○委員

そのほうがいいと思います。

○委員長

では、1についてはそれでいいですか。じゃ、2のほうへ。教育委員会制度の改変ということで、何かあったらお願いします。

それと、下から4行目のところだけど、真ん中、やや右側のところ二重括弧と鍵括弧がありますよね。

○教育長

はい、ああ、これね、共育って、はい。

○委員長

基本的に、最初に来るのが鍵括弧で、後のほうが二重括弧。

○教育長

まあ、どちらでも、ただ鍵括弧が重なってしまうもので二重鍵括弧にしたわけなんです。

○委員長

だから、これね、鍵括弧の中に二重括弧がある。それなら一般的なんですよ。

○教育長

逆になっているね。はい。

○委員長

では、2ページに、3、学校と地域の共育活動について、このところは①②って切った分だね。

○教育長

そうですね。

○委員長

①のところはどうですか。

○委員

下から2段落目の、今年は新城ICが開通しのところですが、長篠・設楽原合戦の、「間(ま)」でよろしいでしょうか。

これ、最初読めなくて何のことだろうと思ったんですが、これはブースのことですか。

○教育長

そうです。

○委員

お部屋ができるという。

○教育長

間というか、通路のところの一つのエリアをそういうふうに名称をつけて、合戦図屏風と火縄銃を展示するコーナーをつくと。

○委員

そのお部屋が間っていう、もうなっているということですか。

○教育長

ここを通っていくところ、ここを合戦の間といいます。括弧して、ルビ入れておきますか、「間(ま)」と。

○委員

はい。

○教育長

それから、こここのところでいうとプロットが、3、学校と地域の共育活動について、4、学校教育施策についてというふうに、これまでは学校教育について、社会教育についてというプロットだったんですけども、共育を表に打ち出していくと、全く分離するというような考え方はなかなかできないので、共育を先に持って行って、そしてあと純粹に学校教育施策ということで、大きなプロットのところを分けたわけなんですけど、これは従来と変わったところです。これまでの教育方針説明とは。そこら辺について、御意見は。

○委員

そのプロットが変わったことで、まず共育を前面に打ち出して、そこへ幾つかの項目で入れたので、共育で包括される形になり、非常にわかりやすくいいプロット立てになったと思いました。

○委員

そのプロットで、共育活動についてということで説明が入っていきますが、共育につながっていくかどうかという視点で見ると、少し無理があると感じる所も後ろのほうにありました。

①のところでは、歴史にかかわるところ、一番下の段ですが、伝統芸能や歴史研究グループ等のごとで、歴史団体の活動が小中学生の子供を含めた地域の共育活動へ広がることで、貴重な文化遺産の継承ができることを願いますと、うまく共育活動に結びつけてあると思いました。

新城歌舞伎の件も、共育につながるのかどうかと思いましたけれども、やはり子供たちがかかわって参加していくという視点でみると、全て共育につながっており、いいまとめになっていると思いました。以上です。

○委員長

①のところは、いいですかね。

○委員

はい。

○委員長

それでは、また後で気がついたときに言っていただくということで。

では、②のほうはどうでしょう。

○委員

2 ページのところですが、教育委員会スポーツ課で担ってきたとありますが、4 月より市長部局に移管しますと。で、教育委員会スポーツ課というところまで限定しておりますので、もしわかれば市長部局の何々課とかそういうふうに入れると同等になるのかなと思いました。

○教育長

新しい課を起こすわけです。

スポーツツーリズム推進課です。これはまだ決定してないんですよ。

○教育部長

まだ、決定ではないです。これは、正式に市政経営会議、それから部長会議に諮って、もうこれで検討することがないという状態までして、今の予定では来月の12日、これは当初予算の発表がある日なんですが、それにあわせて新年度の組織機構をこういうふうにしていきますよということがオープンにされるという段取りになっております。実質はもう決まっております。

○委員

この発表とどっちが、先ですか。

○教育部長

方針のほうが後です。これは、2月の25日、3月議会初日に、教育長が議場で教育方針説明をしますので、その前に組織機構の改革はオープンになります。2月12日にオープンになりますので。

○教育長

記者発表のところの予算大綱と一緒に、教育方針説明も配られるね、記者懇のときに。予算大綱だけならいい。いずれにしろ、教育方針のほうが後になります。

○教育部長

そうですね。ちょっとその辺のタイミングは微妙ですが。

○教育長

いずれにしろ、正面切って公になるのは3月議会初日ですので、入れておいても差し支えないかなと思いますね。

○教育部長

差し支えないと思います。

○委員長

では、スポーツツーリズム推進課と入れるということですよ。

○教育長

はい。

○委員長

いいですよ。じゃあ、③はどうでしょう。

○委員

文面ではないんですが、例えば、3段落目、地域の共育コーディネーターというのが入っていますが、どういうふうに設置していくか、今まで学校任せだったと思いますが、学校任せのままでいいかどうかというところをお伺いしたいのと、それから一番下のところの共育推進協議会を立ち上げ、というところ。総合教育会議の課題にもなっていますけれども、各年代や各地域にふさわしい共育

活動が進められるように検討しますとなっておりますが、この見通しが少し気になるところです。どうなんでしょうか。

○教育長

理想としては、地域の共育コーディネーターは、例えば地域自治区等で一つそういうポジションをつかってやっていただけるとありがたいんですけども、まだそこまでの話し合いができておりません。現状で言うと、学校が地域のしかるべき方をお願いしてというような形で動いております。

それから、鳳来寺小学校につきましては、新しく共育施設ができ、放課後子ども教室等を運営していくというようなことで、そこに共育コーディネーターを市から設置して、その管理とある程度のコーディネート、それをお願いするという形で一つのモデルとして進めていきたいと考えております。

○委員

昨年度も共育コーディネーターのことはうたわれていたと思います。それで、具体的に進めていくときに、学校任せのままではなかなか進まないところもあると思いますので、教育委員会で支援するのか、地域自治区で支援するのか、何らかの手を打っていかないといけないということと思いました。

それから、共育推進協議会のほうはどうでしょうか。

○教育長

これは今、生涯学習課のほうで考えているけれども、まだどういう人をとか、あるいはどういう運営をということについては、まだ具体化してないよね。

○委員長

検討を始めますという、そういう段階だということですね。

○教育長

ただ、ある程度青写真がないと4月から、前に進めることができないなと思って。

○委員

4月から発足させるということですか。共育推進協議会って市長がおっしゃっていた件ですよ。

○教育長

そうそう。だから、もちろん、この中でどういう青写真を描くということ、議論していただいて、それに沿って事務局のほうで進めるという方法もあるんですね。

○委員長

今度の総合教育会議で、これって話題でしたか。

○教育長

出てくると思います。

○委員長

出てきますよね。

○委員

前回の総合教育会議で市長が言われましたので。では、具体的にどうやって進めていくのかを考える必要があると思います。また、この28年度方針で立ち上げてとなっているものですから、もう動き始めないといけない。じゃあ具体的にどういうことを考えていくのかということ、個人的には、共育推進協議会は、市レベルで行っても浸透しないと思ってるので、少なくとも各中学校ブロックごとにつくらないと難しいのではないかなと思っています。

○教育部長

共育推進協議会については、なかなか難しいなというのが事務局側の正直な感覚なんですけども、共育推進協議会ですので、生涯学習課が所管になります。それで、これは市長からそういう提案があったものですから、少し現状の生涯学習の推進のためのいろんな枠組み、組織があつて、皆さんにやっていただいておりますけども、そういったものを少し再編というか整理をすることも考えられるなど。例えば、生涯学習推進懇談会とか、いろんな協議会というものがあります。今までは、新たな取り組みが出てくると新しい組織をつくってということですので、組織がぼこぼこ幾つかあるんですね。それらが完全にもう全然任務の範疇が違ふかということではなくて、やはり大分重なるところがあるものですから、少しそれぞれの組織の存在意義とか目的とかそういったものが曖昧になってきつつあるなという感覚は、事務局サイドで持っておりますので、そういった視点も含めてこの共育推進会議というものを、従来の取り組みを発展的に再編するというようなこともできないかなというようにちょっと思っているんですが、ただ、まだ御提案できる段階の具体的なもので事務局サイドで固まってないというのが現状でありますので、また教育委員さん方にいろいろとアイデアがあればいただきたいなという思いはあります。

以上です。

○教育長

二つの考え方があると思うんですよ。一つは、今生涯学習課で進めている各種団体の代表が集まって生涯学習を推進していく情報交換していくと、これは既成の組織です。ただ、共育を地域に広げていこうということを考えると、単に子ども会だとかPTAだとかそういう代表者ではなくて、地域自治区の代表者、そういったところを委員に抱いて、そういったところの接点を設けていかないと地域に広がっていかないとということもあると思うんですよ。

だから、従来の生涯学習の組織でいくなれば、従来の延長線上で広がりといったものは余り見込めない。であるならば、新しい組織構成を考えていく必要があるかなと思うんですよ。

○委員

生涯学習課で持っている家庭地域教育推進協議会がありますよね。あの推進協議会は共育にも関わる各種団体が入っていて、リーダーたちに共通理解してもらうためにやっておりますよね。ですけども、それが地域へ浸透していくかということと必ずしもそうはならないので、市全体のレベルだけではなくて、それをおろせる組織が各中学校レベルぐらいになかなか難しいと思います。

中学校ごとの共育にかかわる組織は、青少年健全育成協議会だとか地域連絡協議会だとか、いろんな組織がありますので、それをうまく生かした形で共育の推進協議会をつくっていくしかないのかなと思いますが、地域自治区ごとの協議会を生かす手もあると思います。

何れにしても、浸透するにはどうするかということころは、よほどいろいろな方にかかわってもらわないと、地域へ浸透させることは難しいと思います。ここのところは、大きな課題になると思います。

○委員

ここの機能が何なのかということ、どういう働きをするのか、どういう役割を果たすのかということころをまずきちんと押さえた上で、今言われたことでも、きちっといろんな組織があることを整理するっていうふうなことも含めて考えるのが、まず一番初めではないかなと思いました。ここで何か決める権限があるのかということと、あと中学校単位ということなんですけども、じゃあそこでどう

いう事業を考えるのか、もしくは何を判断するのかと。その辺のことが明確にならないと、ちょっとどういう人にかかわってもらったらいいかも難しいなど。

それで、またこの事業、あて職みたいない感じで来ていただくのはちょっとという気がするんですね。うちの自治区なんかは、ほんとに区長さんが毎年交代で入ってくるんですけども、自治区とは何ぞやというところを話すところで6カ月から7カ月かかるんですね。それで、特に区長さんなんか1年交代だったりするところがそもそもの制度とそぐわないところがあったりするんですが、そういうこともあって、自治区のところとうまくそのままぼんっとくっつけるとすると、自治区の成長度合いによって結構変わってくると思うので、その地域地域に合わせて、今とりあえずスタートできるのはこういうことからとかいうのを個別にきちんとやっていかないと。うちの区は困るみたいな話をされても、恐らく期待しているところとうまくかみ合わなくなってきてしまうのではないかなということを感じました。

そもそも論のところ、以前、これはどういう機能を持った会ですかと、総合教育会議で穂積市長に伺ったら、いや、まずそこを考えることからだよということと言われたと思うんですけども。そのこのステップ、次のステップというのを見ていったほうがいいのかなという気がします。

それで、共育コーディネーターというのが、前々からの懸案でありますよね。多分、そのことがことごとくつながってくると思います。当然、自治区とうまくコミュニケーションをとれるような形にしていくことがすごく重要になってくると思います。そういう意味で、いろんな組織から出てきてもらうという部分が、そことかかわれるような体制というのにも必要になってくるんだけれども、やっぱりある程度何年間か同じ人がかかわってくれるようなものが必要になるかもしれないし、毎年変わったほうがかえって公平性があるっていいということであれば、1年交代だったり、2年ぐらいで交代ということもいいのかもしれないんですが。

○委員長

先ほど、部長も言われたんですけども、従来の組織がありますよね。だから、やっぱりそことの兼ね合いもあるものですから、一度しっかり勉強して、私たちも。どういう形で、共育推進協議会をつくり上げていくのか、従来のものをもう必要としなくて、全くこの共育推進協議会という形で集約していったほうがいいのか、あるいは従来のものとは違いうんだから新しい組織にすべきだとか、そういうことをやらないと、また似たようなものができてしまうような気がしますから、そこら辺の組織、昔からの組織というものを一遍勉強しないと、誰がどういう形で入っているかということも十分理解できてないものですからね。

そういうことをやるとなると、ちょっと、急にこれを立ち上げるというふうになると、もう少し勉強する時間が要るのではないかなと、こういうふうに思うんですけども。どうですか、教育長。

○教育長

イメージとしては、市全体をトータルして考える共育推進協議会と、それを地域におろした、例えば名称を変えたとしたら共育推進地区協議会。だから、共育推進協議会は全体の共育を考えるものとしてあって、それで全体方針を決めて、各中学校区でも、あるいは地域自治区でもそこにやっぱり地区協議会を設けて、そこで考えていくというような組織構造かなと。

それで、市全体を考えるということについては、青少年健全育成の会も、それからいわゆる生涯学習の会も家庭教育の会も、あれは市全体からそれぞれの団体の人が来てやっているのだから、市全体のそ

それぞれの分野については、そこでの話し合いはできると思うんだけど、ただそこが各地域へどうおろすかという部分においては、非常に現状難しい。各種団体においても、なかなか難しいという状況なので、やっぱり別組織で、活動組織としての別組織の立ち上げが必要なんではないかと。

それから、これまでにある組織というのは、どちらかという法律等でつくらなくてはならないという形でつくっている組織が幾つかあると思うんです。だから、それとはまた別のものになるのではないかなと思います。

○委員長

なるほどね。

○委員

ちょっと時間がかかりますね。まず、ひとまず勉強させていただいて。

○委員長

少し作戦を練らんと、すぐにといいわけにはいかないような気がするんだけど。

○教育長

2月3日にどう返答しますか。半年間あったんですけれども。

○委員

でも、市の協議会と各地区の協議会は、別なんだよってというような話をされましたよね。まずつくるとしたら、両方一緒につくるってことはちょっと難しいかなという気がして、市に、市の共育推進協議会というのをどこかの時点で作りましょう、早目につくりましょう、もしくはその準備会を4月には立ち上げて、それが発展的に、秋ぐらいまでには、それを共育推進協議会とします。それで、その次の年ぐらいまでに、皆さんのところにお話に行って、地域それぞれに合った協議会を立ち上げませんかというお話をしに行けるぐらいの Spann だったら、多分それが最速ぐらいかなと思うんですけど。その構成員が代わられても、当然正式成立するときにはこういう方に入ってもらいましょうっていうのは出てきたりするとは思いますが。

それで、やっぱりそういう中で目指すところがはっきり見えてきたりとか、それを各地域にどうやっておろしていくかということが見えてくるような気がするんですけど。

○教育長

市全体を見渡したときに、鳳来寺小学校区は今やっている設立準備委員会の組織が十分共育推進地区協議会になり得る組織だと思うんですね。そこらあたり、地域と話し合う中で、一つのモデル地区として推進できるといいかなということを考えています。

○教育総務課長

そうですね。地域のいろんな役がついている方を大体網羅してやっていますが、地域全体の動きとしては4月から発足する学校地域連携協議会という組織がその役割を果たすと思っております。

○教育部長

鳳来寺小学校区の新しい取り組み、統合に向けて地域がどうあるべきかというものの、いろいろ今までも議論されてきましたけれども、やはり地域がその学校を中心としてみんなの考え方、思考回路というのがずっと集約されてきているというように受けとっております。ですので、これはまさに共育推進のための組織活動と受けとめると思います。

それで、教育長が言われたように、一つモデル地区、モデル事業みたいな形でスタートするという

のも一つだと思います。で、恐らく作手でも統合の話ができてきてから、もう基本的な考え方というのはそういった意識を皆さん持って活動されてきてみえると思いますので、鳳来寺と作手小学校というのは、一つモデルケースになっていくのかなと思います。

それで、やはり教育長が言われるように、全体を総括するというのかそういった組織というのは、まずトップの組織として必要だと思います。共育活動というのは、それぞれ地域性があって、同じことを全ての地域に当てはめるということではなしに、その地域のよさというものをそれぞれで出していきましょう。それが自治区の考え方にも相通ずることがありますので、やはり実践組織というものがそれぞれの学校というか地域にあってしかるべきだなと。そういうほうが、実際の行動が伴って、本物になっていくのかなという気はいたしますね。

ただ、その意識が皆さん、一遍に備わるかどうかというのは非常に難しいところで、そういった意味でモデル地区を定めてやってもらう。そうすると、成功事例が目の前に見えるものですから、そうするとそれぞれのところで考えやすくなるのではないのかなという気はいたします。

○教育長

ただ、その活動が単なる手弁当でいくのか、あるいは市がある程度サポートしてそれを推進していくのかということの違いはある。やれよといっても、全部手弁当、ボランティアだということか、あるいは、そこには必ず時間と労力と能力を費やすわけなので、やっぱりちゃんと市である程度の分は担保するという方向でいくかによって、大分方向性が違ってくると思いますけどね。そこらあたりの御意見はいかがですか。

○委員

それは委員に対するお手当のことですか。それとも、それにかかわるお金のことですか。

○教育部長

難しいですね。

○委員

そういう予算のことを言い始めると、それぞれの地区ごとに大勢の人が集まって、時間給幾らなんて計算してやっていたりすれば、大変な予算が必要になりますよね。ボランティアでやってくださいというのは言いにくいことかもしれませんが、子供たちとかかわって共に過ごして、楽しみましょう、子供と一緒に、例えば囲碁をしましょうとか、将棋をしましょう、そうやって過ごしましょうっていうような支援の仕方もあるものですから、時間幾らというような予算を最初からきちんとする必要はないと、自分は思うんですけど。

地域による温度差が大きいので、例えば作手のようにこども園から小中学校まで、まとまって共育活動ができるようなところもあれば、鳳来寺のように小さな地域でまとまってできるところもある。ただ、中学校単位でというと、先ほど中学校ブロックでと言いましたけど、鳳来中の場合は広過ぎて難しいものがありますので、やはり地域差を考えて、それぞれにできるところからやっていってもらおう。あまり欲張って、きちっとお膳立てして、こういうようにやってくださいとするのは無理があるだろうなと思います。

まあ、とりあえずやってみましょうぐらいのスタンスで、地域共育推進協議会もできるところからやっていくというように、無理しないで始めるというスタンスが一番いいかな。できることが分かってくれば、どんどん人が集まってくると思うし、活動範囲も広がっていき、共育の活動になっていく

と思うんですけど。最初から大上段に構えると難しいことになるということは思います。

しかし、推進協議会を立ち上げるのであれば、これはきっちりうたって、地域へ呼びかける必要があると思います。予算はまだ考える段階ではないかなということなんですけど。

○委員長

ちょっとね、共育推進協議会のことについて話し出すと、また膨大な時間がかかってしまうものですから。

ちょっとこれ、後にさせてもらっていいですか。

じゃ、次、行きます。

④の眠育のところはどうでしょう。

○委員

一つだけ。共育カレンダーの件ですが、ぜひ作成をお願いします。どこかでカレンダーを集約していただかないと、市の行事や教育委員会の行事が把握できなくて困ることがどこの地域でもありますので、どこかで集約をお願いしたいと思います。以上です。

○教育長

生涯学習課長、見通しはどうですか。

○生涯学習課長

予算要求したところですが、財政課ヒアリングの段階でカットされたので、来年度、29年の主要事業に入れて、枠外で配分をもらえるように手だてをしてくださいという指導を受けております。

それで、来年度については、予算のかからない、ホームページ上、ネット上でのカレンダーをまずつくってみようかと、課内で検討しております。

○教育長

A4裏表、1枚ぐらいでそれができるんだったら、手刷りでもいいよね。

○生涯学習課長

そうですね。内容、ボリュームをなるべくふやしたいと思っており、少し厚目のカレンダーができる予算要求をしたのですが、なるべく情報量を多くしたいというところがもとにあったものですから、新年度はまずホームページ上で見ていただけるようなカレンダーができたというふうに。

○教育長

まずはターゲット。いろいろあるんだけど、子育て世代の保護者に子供と親御さんが参加できるような、そんなものでもできると大変喜ばれると思うんだけどね、重宝がられる。そこら辺考えてみて。

○生涯学習課長

はい。内容を精査して発信できるものがあれば。

○委員

いかほどかかるんですか。いかほど要求されたんですか。

○生涯学習課長

要求は、ちょっと手元がない。

○委員

ざっくりでいいんですが。

○生涯学習課長

要求で、50万円は行ってなかったと思うんですが。

○委員

50万円以下なんですか。それで、何回発行する予定。

○生涯学習課長

年度初め5月、6月には発信、配れるような予定をしていました。

○委員

年に1回発行するということで。

○生涯学習課長

はい。1回です。1回で1年分。

○委員

1回で、1年分で、全戸配布ということですか。

○生涯学習課長

はい。

○委員

50万円弱。

○委員長

いいですか。

○委員

はい、ありがとうございます。

○委員長

じゃ、④の「眠育」に行きます。

○委員

3ページが一番最後から2段目の、学校・家庭・地域が総がかりで共育で行うことでというところ、「で」が3つ続いてありますが、「総がかりで共育を行うことで」ではないのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○教育長

はい。

○委員

先ほどちょっと無理があるなと思ったところは、この④のところ、眠育のところに4ページが一番最後の、一方というところからの段落なんですが、子供の貧困のことが書かれているんですけども、このところ、「眠育」のところへ入れる内容かどうかというところなんですが、そこがちょっと気になりました。

○委員長

前回のときも、同じような話題が出ましたね。

○委員

そうでしたね。

○委員長

まあ、検討の結果、ここに入れたっていう、そういうことですね。

○教育長

うん。結局、生活習慣のところの、基礎的な生活習慣ができないというところがかなり関連性があるよね。

○委員

多分、連携のこともあるので、それで、自分は4の③、5ページの。小学校・中学校の連携を強化しますのところのほうがいいのかなと思ったんですが。生活習慣でいうと、確かにそうですよ。

○委員長

「眠育」ですもんね、「眠育」だけではないものだということですよ。

○委員

はい。

○委員長

じゃ、「眠育」及び基本的な生活習慣の育成についてとかね、そういうタイトルにしておけば問題ないですよ、これで。

○委員

うん。それなら、問題ないですね。

○委員長

教育長の考え方はわかるよね。眠育が今子供の生活習慣の一番の乱れにつながっているから、そこを力入れたいと。それが、基本的な生活習慣の改善にもつながっていくのではないかとそういう発想でしたよね。

○委員

「眠育」から始まるってやったらどうですか。そこが全ての始まりなんだって。

○教育長

なるほど。「眠育」から始まる基本的な生活習慣に変えますか、ちょっと長いですね。

○委員

ちょっとだらだらしている。こっちのほうが、印象がパリッとしてますけどね。

○委員

下から、3段目ですが、4の前の。就学前のこども園段階からの親子の教育やのところですが、親子の教育というところを鍵括弧で結んでいただくと、これは大事にしているということがわかるので、できればそこを鍵括弧で、親子の教育。

○委員長

親子の教育というところを鍵括弧にするんですね。

○委員

そうです。

○委員

でも、そうすると、その後が、「や」になってるので、その後も鍵括弧にしないと、これだけ鍵括弧であると、形の上では整わないですけど。もう分けてしまって、そういうふうにするか、ちょっと構成自体を。

○教育長

対比させているからね、このところ。

○委員

なっていますよね。

○教育長

そうすると、後のほう、支援する対策に、鍵括弧が必要になってくるもんね。ちょっと並列にはならないね。

○委員長

これはなくてもいいです。

○教育長

とりますか。

○委員長

あと、どうでしょう。また、もしあったらということで、4の学校教育施策についてということで、これ一括でお願いします。どこからでも結構です。

③のね、小学校・中学校の連携の上から4行目の共育12運動というところ、ここ鍵括弧したほうがいいんじゃないですか。共育12というのは、前のところに鍵括弧で出てきましたよね。

○教育長

はい。

○委員

4のところ、2段目ですが、「しつけ・習慣」の4つを指導の重点をおきということですが、の4つを指導の重点におきか、あるいは4つに指導の重点を置きかに、どちらかに、「に」を置きかえたほうがよろしいのではないのでしょうか。

○教育長

そうですね、はい。

○委員長

4つにを、にしますか。

○教育長

4つを指導の重点におき、ですね。

○委員長

重点に、ね。

○委員

学校教育史ですが、2020年の発刊を期して、ちょうどこれ百五十年誌の発刊の組織を立ち上げますとなっていますが、ちょっと計算してみたんですが、明治5年の学制が敷かれたときが起点で、1872年から、そこをもとにして昭和47年に百年史をつくったんですよね。150年後というと、2022年になるんですけど、まあ数え方なんですけど、2021年でちょうど150年目ということになるのかなと思います。2020年で百五十年誌を発刊するということだと、1年早目になるんですがいいんですか。

○教育長

それを承知して書きました。

○委員

そうですか。

○教育長

時期というのがあって、例えば市制15年の記念として百五十年誌というような形でどうだろうか。だから、2016年あるいは2017年にどうだっていっても、なかなか難しいし、何より今学校統合で急変している状況、こういった状況の中で資料が散逸するということを考えると、1年でも早く手がけないとできないことではないかなということなんです。予算化も何もないところで、とにかく始めようということでもあります。

○委員長

これ、市制15周年の周を入れたほうがいいのか。

周年ですよ。

○教育長

はい。

○委員

ここに合わせて発行できると、いいタイミングでちょうどいいなということは思いました。

○教育長

これは、主要事業に挙げていかないとかかなり予算を要するので。

○教育部長

そうですね。一番かかるのが、最後、冊子にまとめますし、百五十年誌ですので、相当しっかりした体裁のものにしていかないといけないと思います。それだけお金がかかりますので、はい。

○教育長

そういう方向で進めたいと思いますが、いかがですか。

○委員長

はい、どうですか。皆さん、今のこれはいいですか。

○委員

はい。

○委員

①のハートフルスタッフ等を充実しますのところですが、学校での集団生活や一斉授業に適応できなかったりするのの子供で、それから、発達障害も子供で、不登校も子供ですが、次のいじめの早期発見に努めるなどというのはハートフルスタッフのことですよ。ですから、何か言葉が、子供を対象にして、最後だけハートフルスタッフの仕事になっているので、ちょっと変な感じがするんですけども。

○委員長

言われること、よくわかります。

○委員

はい。不登校などの対応や、という言葉を入れると、それまでのことを発見するのがハートフルスタッフだということにはつながるかと思うんですけど。

○教育長

まあ、の早期発見に努めるをとれば同じ流れになりますね。不登校やいじめなど。

○委員

はい。

○教育長

障害者差別解消法の施行後、あえてまた今度新しくここへ取り入れましたけれど、一番下のところ。特別支援教育なんかは。いいですかね。

○委員長

はい。それでは、また、何か気がついたら個別に言っていただいても結構かなと思います。

○教育長

それでは、今の御意見を取り入れて、清書して、それで、次の総合教育会議に備えるということで市長のほうに事前に原稿を送るよういたします。

○委員長

では、長くかかりましたけど、(2) 1月の行事、出来事に入ります。
教育総務課、お願いします。

○教育総務課長

教育総務課の1月の行事について報告します。

まず、平日のほうですが、14日に給食方式の検討会議第4回目を開催し、委員の方から意見をいただいております。

それから、25日の月曜日に学校事務推進委員会を開催しております。これは、学校事務員さんと教育委員会との学校事務の共同処理についての検討を行っております。

それから、土日夜間のほうですが、8日の夜に、鳳来北西部地区小学校再編検討委員会の役員会を鳳来寺小学校で開いております。

続いて、来月の主な予定になりますが、3日の日に総合教育会議、4日の日には東三河地区教育委員研修会が豊橋市で行われますので、委員のみなさん御出席をお願いしたいと思います。

教育総務課は以上です。

○委員長

では、学校教育課、お願いします。

○学校教育課長

7日、木曜日です。3学期始業式が行われました。どの学校も休んだ子もいましたが、子供たちは元気よく出てくることができました。

8日、金曜日です。教育研修会が行われました。八名中学校、千郷小学校、東陽小学校と3つの会場に分かれて、専門教科にかかわった部会が行われました。

土日になりますが、9日、土曜日、「聞いてください私の話」が開催されました。この会には、22組38名の子供たちが参加しております。中でも、一番最後に話をしてもらいました新城高校の林さん、大変すばらしいスピーチだったかと思います。子供たちにもいい刺激を与えてもらったというふうに思っております。

○教育長

ティーズの放送いつだった。教育委員さんたちに、ぜひね。

○学校教育課長

後で確認して、また申し上げます。

それから、12日、火曜日です。校長会議が行われました。

13日、水曜日、新城市教育実践論文の提出日となっております、44点の応募がありました。

20日から22日までは、第3回の校長面談が行われました。

29日、金曜日ですが、いじめ対策人権サポート委員会が開かれる予定になっております。

学校教育課は以上です。

○教育長

わかりました。2月20日、土曜日の19時から放映されます。

○委員長

20日、土曜日の19時ですね、ティーズですね。

○教育長

はい。

○委員長

では、生涯学習課、お願いします。

○生涯学習課長

それでは、平日から、21日の木曜日ですが、東三河生涯学習研究連絡会で、来年度の東三河の連携講座等の打ち合わせに豊川市で行われた会議に担当が出席をしております。

土日でございますが、10日の日曜日、新城市成人式で、委員の皆様、御出席をありがとうございました。詳細は後ほど報告をさせていただきます。

24日の日曜日、市子連によります冬季スポーツ大会が新城の総合公園で開催されました。サッカーとグラウンドゴルフを開催いたしまして、総勢300人弱の子供たちに集まっていただきました。

来月になりますが、19日の金曜日、家庭・地域教育推進協議会を開発センター会議室のほうで開催いたします。

それから、土日になりますが、体験講座と6日の菓子作り、それから14日のバレンタイン、それから28日の地域探訪、講座等を開催の予定であります。

それから、6日土曜日の三河PTA研究発表大会、こちら安城市で開催されますが、鳳来寺中学校のPTAが活動について口頭発表を行います。

生涯学習は以上です。

○生涯学習課参事

続きまして、図書館では、5日の火曜日、鳳来中央集会所と青年の家の改修工事の打ち合わせを行いました。

来月ですが、5日の金曜日、三河公立図書館協議会第2回理事会が安城市で行われ、私が出席の予定です。

8日の月曜日には、作手小学校の設立準備会が開催され、私が出席予定であります。

それから、右のほうへ行きまして、2月24日から3月4日までの10日間、毎年恒例の曝書ということで特別館内整理を予定しております。

以上です。

○委員長

では、文化課、お願いします。

○文化課長

まず平日ですが、19日に新城地域文化広場の定例会議を開催し、指定管理者から管理状況等の報告を受けております。

それから、26日の文化財防災訓練ですが、毎年1月26日が文化財防火デーということで、本年度は鳳来山東照宮におきまして、消防署及び東照宮関係者の協力により、防災訓練を行いました。

次に、土日祝日夜ですが、16日に長篠城址史跡保存館の歴史講座を開催し、78名の方が受講されております。

22日には作手古城まつり実行委員会の役員会を開催し、23日に設楽原歴史資料館におきまして、ふみの蔵コンサートを開催し、37名の方が来場されております。

それから、26日に文化事業運営委員会を開催し、本年度の事業実績、来年度の計画等について協議を行いました。

今後の予定になりますが、29日に作手古城まつりの実行委員会を開催する予定です。

来月の主な行事としましては、6日に長篠城址史跡保存館歴史講座の現地学習会、それから21日に東京大学史料編纂所特定共同研究シンポジウムを開催する予定であります。

以上です。

○委員長

では、鳳来寺山自然科学博物館、お願いします。

○文化課参事

平日から説明いたします。

27日、水曜日、昨日ですが、第4回の東三河ジオパーク構想の連絡会議を行いました。来年度から計画しております組織づくりについての規約、そしてチラシ等の協議を行いました。

土日ですが、10日に野外学習会で、「桜淵の野鳥を観察しよう」を行いまして、29名の参加者がございました。

来月の予定です。平日につきましては、10日に、新城市で使います名刺のイラストの作成庁内会議というものに出てまいります。

そして、16日には、愛知県民の森の運営会議にも出席してまいります。

そして、17日ですが、博物館の運営審議会を開催する予定でございます。

土日につきましては、7日には野外学習会「豊川中流域の地質と地形」というテーマで、ジオの観点から桜淵から玖老勢にかけての巡検を行います。

そして、28日の日曜日には、コノハズク用巣箱調査を実施します。鳳来寺山一帯にかけてあります巣箱の調査を博物館と友の会のボランティア、そして黄柳野高校のメンバーで、共同で調査活動を行う予定にしております。

以上です。

○委員長

では、スポーツ課、お願いします。

○スポーツ課長

まず、平日の5日、6日、そして土日の9日、小学生バスケットボール教室及び中学生バスケットボール教室を浜松東三河フェニックスのプロの選手による教室を開催いたしました。トータル262名の参加がございました。

13日でございます。スポーツ振興計画の策定懇談会が開催されました。

19日、スポーツ振興計画の学校体育部会が開催されました。

27日、スポーツ振興計画策定委員会が開催されました。

土日祭日でございます。9日、こどもすぽ一つくらぶが開催されました。

12日、新城マラソン大会の主任副主任者会を開催いたしました。

17日、第40回新城マラソン大会を開催いたしました。

21日、スポーツ推進員総務委員会を開催いたしました。

そして、来月でございます。13日でございますけど、第二東名の開通式、イベント出席としてございます。スポーツ課からは、ラリー関連ということで、新城市が代表する行事の中からラリーというのがありまして、岡崎のインターからパーキングまでラリー車2台が展示走行、また新城ではパーキングエリアにおきまして、ラリー車5台を展示するというふうな形になっております。

以上でございます。

○委員長

はい、ありがとうございました。では、何か御質問等あったらお願いします。

○委員

教育総務課の給食方式検討会議のこと、もう少し詳しくいいですか。

○教育部長

それでは、私から。

○委員

はい。

○教育部長

新城市の学校給食のあり方を将来どういうふうにしていくべきかという検討を、事務局内で始めたわけなんですけど、関係の方々のお意見も聞かなければいけないということで、この検討会議を設置しました。これには、校長会のほうからその給食の関係の担当の先生、それから栄養士の方、それから実際に調理をしている調理員の方、それとPTAの代表の方、これお二人ですけども、で構成をしておきまして、一応この検討会議で方向性を定めてしまうというものではなくて、関係者から意見を聞くという会議であります。

それで、いろんな御意見をいただいて、出尽くしたのかなという感じですので、今それを整理をしてまとめておる最中でありまして、それが出ましたらまた教育委員会会議にも諮らせていただいて、給食方式をどういうふうにしていくべきなのか、それぞれの今は自校調理方式で全校やっておるんですが、それに別の形としてはある程度集約を図る、センター化という手法があるんですが、それぞれのメリット、デメリットというものをずっと羅列をして、また、わかりやすいような形にして、教育委員の皆さん方にお諮りをさせていただきたいと思っております。

まだ、その辺の整理ができてない段階ですので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

○委員

ありがとうございます。

もう1点、学校教育課ですが、1月20日の日、寒波の襲来で作手だと10センチぐらい雪が積もったようですが、雪の影響でスリップだとか、転倒事故だとか、それからスクールバスへの影響とか何か報告はありましたか。

○学校教育課長

一番影響を受けたのは、千郷小学校の通学バスです。通学バス等が雪のために道が非常に混んで、30分ぐらいおくれて子供たちが学校に到着したということがありました。ですので、授業自体は何とか普通にできたと思いますが、それが一番雪の影響としては大きかったです。

そのほかの学校については、特別に事故があったとかいったことは聞いておりません。

以上です。

○委員

ありがとうございます。作手、鳳来は大丈夫だったということですね。

今回、豊橋市が暴風雪警報で小中学校が臨時休校になりましたよね。豊川も午前中は休校だったと聞きました。暴風警報の場合、こちらのほうが出なくて東三河南部だけ出ることがありますけど、雪の場合、素人で考えると、どうしたって山間部のほうが雪は多いですよ。東三河南部が出て、東部は出ないのは不可解な感じがします。まあ、ここだけの話ですが。

○教育長

伊吹おろしの風の流れが、名古屋へおりて伊勢湾と知多半島と渥美半島へ行くってこういうふうな流れ、結構多いですよ。

○委員

でも、豊橋の渥美は積雪はうんと少ないのが普通で、東部の方が危険なので疑問に思いました。

○学校教育課長

雪の問題はもちろん御指摘のとおりだと考えております。ただ、気象庁が発表している暴風にかかわっての警報と捉えておりますので、台風につきましても暴風、それから雪につきましても暴風ということですので、風に対してということを行っていると考えております。

ただ、台風のとくと比べると、ちょっと予測がつきにくいというか、暴風雪というのが出るかどうかというのは、ほんとにわかりにくいです。台風ですとちゃんと進路があって、もう向かってきているからきっと出そうなことはわかると思うんですが、その辺がちょっと予測しにくいです。そういった意味で、この前の月曜日には、事前に学校教育課も対応しなくてはいけないかなと思いつつ、気象等について気をつけ、情報を集めていたつもりですけれども、特に暴風雪が出なかったので、通常どおりということであると考えていました。

各学校におきましても、ある程度雪については予想されていたと思いますので、気をつけて登校するようにというような指導が事前の金曜日の日にも行われ、各学校に応じた対応はしていただいていると思います。

以上です。

○委員

ありがとうございました。

○委員

9日の「聞いてください、私の話」ですが、昨年変な方が写真を撮っていて、申し上げたと思うんですが、ことしはそんな方もいらっしゃらなくてよかったと思います。昨年より聞いている方が、ことしのほうが多いような気がいたしました。

日程第3 議案

○委員長

では、日程第3、議案、第1号議案、教育委員の辞職の同意についてということで、ただいまからこの議題に入りますが、まず事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長

それでは、第1号議案について御説明させていただきます。

この議案は、平成28年1月25日付で、4ページのとおり、和田教育長からこの3月末をもって教育委員を辞したい旨の辞職願が提出されましたので、対応について御審議いただくとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定に基づきまして、教育委員会の同意を求めるものであります。

なお、この同意が承認されましたら、市長の同意を求める手続に入っていきます。

4月1日から新しい教育委員会体制における新教育長の人選については、この3月定例会市議会に人事課から選任議案を提出し、議会の同意を求めてまいります。あわせて、教育委員の定数が1名増員するための人選につきましても、同様の手続となりますのでお願いします。

○委員長

はい。では、ただいまの説明について、何か御質問ありますか。よろしいですかね。

では、ただいまから同意についての採決を行います。

この件につきましては、和田教育長の一身上に関することでありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の除斥の規定により議事に参与することができませんので、和田教育長の退席を求めます。しばし、退席してください。

○教育長

はい。

(教育長 退席)

○委員長

それでは、教育委員の辞職の同意についてを議題とします。

御意見がございましたらお伺いします。

御意見もないようですので、お諮りします。

和田教育長の辞職について、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員 挙手)

○委員長

満場一致ということで。

よって、和田教育長の辞職は同意されました。

それでは、入室するように言ってください。

(教育長 入室)

○委員長

ただいまの和田教育長の辞職の同意がされました。

教育長から御挨拶をいただきたいと思います。

○教育長

辞職に御同意いただきましてありがとうございます。法令の改正によって、新教育長ということでこれまでの教育長と教育委員長の両方の責任を負うということで、大変な重責に次はなってくるというふうに思います。

そんな時代の中で、よりこの教育行政が新教育長のもとで教育委員さん方の合意をもって、より充実した方向で進むことができたらなということを願っております。よろしくをお願いします。

○委員長

ありがとうございました。

では、開会から1時間半たちましたので、暫時休憩をとります。トイレ休憩とりますので、約10分後に開会しますので、よろしくをお願いします。

午後4時00分 休憩

午後4時10分 再開

○委員長

それでは、全員そろったようですので、再開します。

日程第4 協議事項

○委員長

日程第4、協議報告事項の(1)、部長さん、お願いします。

○教育部長

教育長の決裁規程等についてということで、お願いをいたします。5ページから資料をつけてございます。

前々から、話題には上げさせていただいておりましたが、新教育委員会制度の発足に当たりまして、新教育長の権限というものが大きくなります。同時に責任も重くなるということでございますが、新教育長の決裁規程というものをしっかり整備をしたらいいんじゃないかということで、事務局で検討を進めてまいりました。これは、市の行政課の法務担当とも相談をしてこんな形がいいんじゃないかということで、案を上げさせていただいております。

それで、5ページのところの、特に大きな3番の改正の内容というところに(1)から(3)までありますが、これが大きなところでありまして、まず、1番目といたしまして、教育委員会の権限に属する事務のうち教育長に委任しないということとした事務について、教育長が臨時に代理することができる旨の規程を定めるということ。それから、もう一つはそういった教育長に委任しないこととした事務について、教育長等に専決させることができるという旨の規程を設けるということでありまして、それで、そういった教育長に権限を渡したのものについては、決裁をした後は教育委員会に報告をしないというものを義務づける規程であります。

それと、もう一つは、市の決裁規程を一部変えようと考えております。これは、お配りした資料の

11ページをお開きいただきたいと思います。

その前まで、表がついておるわけでありまして。こういったものはどこまで決裁を求めなければいけませんよという表であります。その表の付記のところに、財務関係各表に共通する事項ということで、アからクまであるわけでありまして、そこに一文追加をいたします。その追加文章が5ページのところに書いてあります。下から4行目でありまして、鍵括弧のところであります。「教育委員会に関する予算の執行について、市長又は副市長の決裁を必要とするものは、教育長を経由するものとする。」という一文を入れます。

これは、今この文がないものですから、予算の執行に関して担当が起案をいたします。そうすると、順次決裁が上がっていくわけなんです。例えば市長なり、副市長なりの決裁を得なければならない事項については、私のところの決裁が済みまして、次は財政課長のところに行って、総務部長のところに行って、副市長、それから市長というようなルートをとります。これが、今の新城市の決裁規程の正式なルートであります。で、教育長がどこにもないんです。ですので、どこかに教育長は見れるような形にしないとイケないということで、この一文を入れるということになります。

ただ、実際の現段階での運用は、今年度から教育長にも見ていただくように運用はしておりますが、その根拠をしっかりとすることでこの決裁規程の一部改正をするというものであります。

それで、ちょっと戻っていただきまして、教育長への委任規則でございますけれども、それが6ページから新旧対照表でつけてあります。で、左側が新規のほうの、右側が現行のものであります。で、教育長への委任事務ということで、第1条にうたわれております。これは、ちょっと条文を読みますと、「新城市教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。」という言い方がしてあります。で、1号から9号まであります。ですので、この1号から9号までを除いた分については、教育長に委任しますよという規定が、この第1条であります。

それで、第2条で、事務の臨時代理という条項が、これは新規の条項であります。これは、読みますけれども「教育長は、前条各号に掲げる事務について、特に緊急を要するため教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、その事務を臨時に代理することができる。」と。

それから、第3条で事務の専決ということで、「教育委員会は、第1条各号に掲げる事務を教育長又は教育委員会の事務局若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員に専決させることができる。」という条文であります。

めくっていただきまして、7ページに第4条として、委任された事務等の管理及び執行状況の報告ということで、「教育長は、第1条の規定により委任された事務のうち必要があると認めるもの及び第2条の規定により臨時に代理した事務については、遅滞なく、その管理及び執行状況を教育委員会の会議で報告しなければならない。」という報告義務をここで課しておるといような形にするということでございます。

この場合、特に3条の関係であります。教育長に専決させることができるという規定でありますので、専決の権限を渡してしまわなければならないという規定ではありません。できるという規定ですので、これは新城市教育委員会で、この事務については新教育長に専決をさせましょうという決定をみななければいけません。また、どの事務を教育長に専決させることができるようにするのかということまでは、決定をしておりません。これは、第1条の(1)から(9)までの中で、全て

をそうするのか、この中の一部を専決できるようにするのかということを決めていただかなければならないというステップがもう1個残っております。

ちょっと、気をつけていただきたいのは、(1)番、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項各項に掲げる事務に関することというのがあります。これは、権限を委譲することができません。これは、できないということは法律でうたわれてしまっておるものですから、1号については教育長に委任することはできないものでありますので、第2号から下の部分について、教育長に権限を委任してもいいというものを選定していただく、決定をしていただくということになります。

読み上げますと、2号で重要な教育財産の取得を申し出ること、3号で学校その他教育機関の敷地を選定すること、4号で社会教育委員、公民館運営審議会委員及び文化財専門委員を委嘱又は解職すること、5号として校長、教員その他教育関係職員の研修の一般方針を定めること、6号といたしまして学齢児童及び生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること、7号としまして文化財を指定し、又は解除すること、8号、教科用図書を選択すること、9号、新城市教育委員会表彰規則に基づく表彰に関すること。これが問われております。

○委員長

ちょっとお伺いしていいですか。

○教育部長

はい。

○委員長

第1条で、(1)から(9)の各号に対しては、それは委任できないよということですよ。

○教育部長

ええ。委任できないというんですか、これを除くものは委任しますよというのが第1条の規定であります。

○委員長

ということは、基本的にはこれは委任しませんよということですよ。

○教育部長

そういうことです。

○委員長

委任しませんよ。けども、第2条で特にそういう緊急を要するような場合は、臨時に代理することができるよと。ただし報告しなさいよと。

○教育部長

はい、そうです。

○委員長

第3条がよくわからないんだけど。

○教育部長

第3条は、専決させることができるということですので、専決というのは、基本的にはこの規則は1号から9号までのものについては、教育委員会に最終決定権があるという意味合いです。

○委員長

そういうことですね。

○教育部長

ですけども、その最終決定権のある教育委員会にかわって、この決定をさせてしまうというのが専決ということでもありますので、通常はこれらの1号から9号までの事案については、この教育委員会会議に議案として諮らせていただいて、御承認いただいて初めて決定がみられるわけですが、そういったことをせずに新教育長の権限において決定をしてしまうということができるというのが、第3条であります。

○委員長

そこがよくわからないんだけど、要するに第1条の(1)から(9)については委任しないと。委任しないんだけど専決するというわけですよ。

○教育部長

そうです。

○委員長

何か矛盾してるような気がするんだけど。

○委員

私もこれちょっと気になりました。

○教育部長

非常にですね、ちょっとわかりにくい決め方にはなっております。この決め方は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律から来ておりますので、その法律がこういったスタイルをとっておるんですね。さまざまな教育事務というのがありますが、その中でこの部分は教育長が決定することができますよと、それ以外のものについてはいいですよと、決定できますよという規定の仕方をとっておるものですから、どうしてもその法律に引きずられるというところがあります。

それで、この教育長に対する事務委任規則、新城市の事務委任規則があるわけでありまして、これは国が準則とってひな形みたいなもので示されて、それに沿って定められておりますので、各市町の教育委員会の事務委任規則というのはほとんど同じようなスタイルで決めなさいということになります。

○委員長

法律用語だからそういうことになるかもしれないけど、普通に考えるとすごく変ですよ。だって、これは委任できないよというやつを専決させてしまうわけですよ。

○教育部長

法律でもこの6号か7号ぐらいの項目があったと思うんですけど、それは教育長に委任することができないとなっておりますから、どうやってもできないんですけども、この市の事務委任規則は、1条でできないということを言っておるのではないんです。これ以外のことを委任しますよということをおっしゃるんです。

○委員長

まあ、そうですよね。そこまではわかります。

○教育部長

一般的に言って、新城市のこれらの1号から9号までのものは、委任をしないと。裏を返せば委任をしないというような規定が、標準的なタイプとしてあるんです。新城市もそれに倣っておると。そ

れを、各教育委員会ごとに事情は違うはずでありますので、それぞれの教育委員会に応じたような柔軟な対応ができるようにということで第3条を加えて、できる規定がここのところで盛り込まれている。ですので、できる規定ですので、新城市はやらないよということであれば、そのままなんです。やらなくてもいいです。

○委員長

例えば、もうちょっと具体的にいったほうがわかりやすいと思って、(8)の教科用図書の採択というところ。これ採択事務やなんかいろんなことをやっているんだけど、この第3条によれば、教育委員会が新教育長並びに事務局に委任しますよとなれば、ああいう会議、全部やらなくてもいいということになってしまうわけですけど、それって何か変な気がするんだけど。

○教育部長

それで、私が冒頭このどの事務をこの教育長に専決させることができるのかというのは、私が一番初めに思ったのは、この第8号ですね、教科用図書の採択。教科書採択については、特にこのブロックでの採択というようなものもやっておるものですから、教育委員さんに何も諮らずに教育長限りで決定をするというのは、これはできないのではないのかなというようなのはあったんです。ですので、この8号というものは、新教育長が決裁できない、専決できないという項目なのかなと。そういったものが想定されるものですから、この9項目ありますが、その中で教育長に権限を渡してもいいであろうというふうに新城市の教育委員会が判断をさせていただいて、それらのものについて教育長に専決権を渡すと。ひょっとしたら、何もなければいいですし。

○委員

いいですかね。

○委員長

はい、どうぞ。

○委員

緊急を要するときというのはいいですね。それで、委任をしたものについては遅滞なく報告してねという話ですよ。それで、3条がすごく気になるなと思っていて、これだと市長、副市長に回さなくてはいけないことはともかくとして、教育長又は教育委員会の事務局、もしかすると学校みたいところで、職員が専決することができますということになると、教育長も又はなので、教育長も知らないところで、言ってみれば教科用図書を採択する、ちょっとこれ極端ですけど、そういうことができる形になってしまうかなと思いました。専決っていったときに、これ、専決してもいいですかということは、教育委員会に諮った上で、あっどうぞお任せします、専決してくださいということになるのか、それともしないところで、あっこれ専決しておきましたからってという話になるのか、その辺がちょっとわからないなということを思いました。

もう一つですが、遅滞なく報告しなければいけないのは、第2条で決裁されたことに関しては遅滞なく教育委員会に報告しなければいけないという話になりますけど、第3条で決められたことというのは、それはもう報告しなくていいということになるんですよね。そうすると、今まで教育委員がどなたを表彰しますかというようなことを、みんな決めていたことなんですけれども、もう一切知らないところで専決されていて、なおかつ誰が表彰されることになったのかも、私たちはもう知らなくなるという可能性もあり得るという、そういう制度ですよ。

○教育部長

あり得ます。

○委員

それができるといふことと、このときの専決することができるといふのは、やっておきましたからっていうことがオーケーという話になってしまうと、1条の(2)から(9)までといふのをここに挙げている意味といふもの自体がないかと思うんですが、どうでしょうか。

○教育長

今度の教育委員会制度の変更によって、結局教育長の責任といふのはむちゃくちゃ大きくなっているんですよ。大きくなっているんだけど、そのための決裁権とか権限といふのはほとんど従来と変わらないという状況で、今言われたように教育長の知らないところで事が全部起きて、教育長だけが責任をとって、教育長は責任をとるけれども事は知らないという形で進むことが多々起きると思うんですね。自分が次の教育長に手渡すときを考えてみても、やっぱり、例えば予算の決裁にしても、経由するといふことは決裁権がないといふこと。経由だけでしょ。

○委員

そうなんですか。

○教育長

だから、そういったときに、例えばこの10ページの表の中に、市長・副市長・部長となっているんですけども、決裁権を持たせてきちっとして情報あるいは予算等についても、教育長が知らないといふのは責任がとれないと思うんですよ。そういう意味合いでは、このところにやっぱり三役できちっと今度一般事務職ではなくて特別職で位置づけられるものですから。このところに、ちゃんと教育長の欄を設けて、部長と同じだけの権限をここに文字表現していくという形にしないと、責任がとれないなと思うんですよ。

○委員長

そうだね。

○教育長

そうしないと、やっぱりなかなか厳しいかなと。

それから、この教育委員会規程においても、わかりにくいという状況があるといふことは、今回の法律改正の趣旨にもなかなか合わないなといふことを思うんです。誰が読んでもわかるといふ文言にしないと、この制度改革の意味といふのははっきりしないなと思うんですね。だから、そういった意味合いにおいては、教育委員会会議で再度こういったものを検討するといふ必要があるのではないかなと思うんですが、どうでしょうかね。

○教育部長

まず、委員の疑問ですけども、専決権を与えるといふことは、そこから上位の方といふのは基本的には全部お任せしましたよという形になりますので、例えば私でも部長専決という項目がたくさんあります。そのところで、私がこれは市長なり教育長なりにかわって決定をするということになりますので。そうしますと、その議案についてそこから何か事故が起きたということになれば、当然私が市長にかわってやる、本来は市長が決定すべきものを市長にかわってやるということですので、責任は市長にまで及びますが、最終決定をした職員もそれなりの責任は、やっぱり負うわけでありまして。

ですので、一つの決め事を、こういったものは誰が最終決定しますよという決め事はつくるんですが、中にはこれは上のほうに報告しておかなければいけないなという事案はたまにはあるんです。そういったものは上へ御報告をして承知をしておいていただくと、こういうふうにやらせていただきましたという報告は、その都度臨機応変にやるというような形になりますが、原則はそこまで情報がとまります。ですので、よりおろすのは軽微なものにならざるを得ないということでもありますので、基本はこの1号から9号に掲げたものは教育長に最終決定の権限が一般的に持たせられないものという決めがこの第1条ですけども、それでも新城市の教育委員会として教育長に権限を渡してもいいではないかという決定をここですれば、第3条の規定によって、権限移譲をします。

○委員長

ちょっとそれは変だと思うんです。あのね、それじゃ8ページ、行ってみてください。8ページの新城市決裁規程。第2条、それでここに用語の説明があるので、まずそれを確認してから。

○教育部長

はい。

○委員長

(1) 決裁、市長及び副市長の権限の受任者又は専決権限を有する者が、その権限に属する事務の処理について最終的に意思決定を行う、これが決裁ですね。

○教育部長

はい、そうです。

○委員長

それで、(2) 専決、あらかじめ認められた範囲内で、市長の責任において、常時市長に代わって決裁することをいうと、そういうことですよ。

○教育部長

そういうことです。

○委員長

はい。次のページをめくってください。

第9条、副市長の専決事項ですね。副市長の専決事項は、別表第1及び別表第2に定める副市長の決裁区分に属する事項のほか、次の各号に掲げる事項以外の事項とする。

○教育部長

はい。

○委員長

次の各号に掲げるやつ以外は専決できるよということで、これは専決してはいけないよということですよ、これ。

○教育部長

先ほどと一緒のようなスタイルの文面ですね。

○委員長

そうですね。

○教育部長

はい。

○委員長

それなら、話はわかるんですよ。これは専決してはいけないよというならわかるんだけど、先ほどの文面は、要するにこれは教育長には委任しませんというやつを、改めて取り出して、専決させてしまうというような、どうも話の筋が間違っていると思うんだけど。これは委任しないというやつを専決するって。だから、さっきの副市長さんのときには、これは専決ができないと、後のものは専決させることができるよと。だから、ちょっとこれ、ほんとにそうなのかなってという疑問をずっとさっきから持っておるんですけどね。

○教育部長

何て言うんですかね。今の事務委任規則というものがあって、それをそれぞれの教育委員会で柔軟に対応できるような形にしていきたい。しかも、先ほど教育長さんが言われましたように、新教育長というのは責任がやっぱり重くなるわけでありまして。それに見合うだけの権限というものは、やはりバランス上持つべきものだ。その権限の部分で、どれだけのものを今以上に持つのかというところを、持てるようにするための規程がこれなんです。

○委員長

私ね、文脈的に言うと、さっきの改正の内容（２）は、教育委員会の権限に属する事務のうち、教育長に委任する事務について専決することができるなら話はわかるんだけど、委任しないやつを専決するというのはどうも筋がおかしいのではないかなと。

○教育部長

言い回しですね、はい。

○委員

うん、そのとおりだわ。

○委員長

全く逆になってしまうね、そうすると。

○委員

だめではないは、オッケーだよだったら、書かなくていいと感じたのが、一つです。

それで、この話でいくと1条の（１）以外は、全部教育長もしくは教育委員会事務局、教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の職員の方が専決できると。専決するということは、あなた専決していいですよというふうにして、上の人が認めるということですよ。

○教育部長

そうです。

○委員

さっき出てきた11ページ。専決とはどういうものかというところですけども、今これでこういうふうにして改正をされた場合には、これらについて専決を認めるということになるのか、それともそれぞれ個別に、ことしはこれを専決を認めるのか、それとも一遍専決を認めたら永代そのまま専決できる形になるのか、その辺が一つは疑問だなと思ったんです。

○教育部長

わかりました。今回御提案させていただいたこの事務委任規則の改正案ですけども、これでできてしまうということはありません。ですので、これはできますよということをおいておるだけですので、

じゃあ一体何ができるのかということとは別にまた定めなければいけません。

ですので、それは委員長が御心配のように、教育委員が知らないうちにこれは教育長に専決できますよということが決められてしまうということはありません。それはこの教育委員会会議で決定を見なければいけないという意味で、この1条に掲げる各号について全部よろしいんですかという投げかけをさせていただいたということなんです。

特に、直感的に思ったのは、教科書採択なんかは難しいのではないのかなという気がしますね。

○教育長

教科書採択なんか別に法律があって、その上位法律が規則ですのでそれに従ってやらざるを得ないんですけども、市長等が教育長決裁権といったときに、ずっといつてみえるんだけど、やっぱり予算に伴う決裁権があるかないかということが大きいと思うんですね。結局、予算と事業と情報というのはリンクしているんですね。そのリンクしたものが教育長のところまで上がらないということは、結局わからないということで、ただ市民レベルからいうとそういったことまで全部ストレートで来るんですね。知らないことはあってもいいんですけども、でもそういった情報はやっぱりきちっと上がらないと、なかなか責任がとれない状況がこれから生まれてくるのではないかなということに危惧するんですね。

○教育部長

それで、今、教育長から予算の関係の権限ということで御意見があったんですが、この8ページ以降にある新城市決裁規程の中に、財務関係の決めがあって、それが予算編成から予算執行、決算に至るまでの決めなんですけども、それが各項目ごとに誰が権限を持つのかというのは決められております。その中の決算区分の中に、今教育長という職がないんですね。

市長から教育予算の編成についての投げかけというか宿題が一つあるんですが、その辺がはっきりしてこないこの表がつかれないというのが一つあります。例えば、前回ちょっと話に上がってきまされた学校だとか教育委員会に予備費的なものが配分された。それで、その予備費の執行の権限、決定権というのは、新教育長にその権限があるようにするというのが、十分あり得る話です。むしろ、そういうふうにすべきなのかなという気がいたします。ただ、予備費を計上していくということがまだ市長部局とのコンセンサスが全くとれてない状況でありますので、今この段階でそれを乗せるということができないというのが1点あります。

それと、もう一つは、例えば、先ほど教育長が言われたこの10ページ、11ページに、これが全てではないなんですけども、これが別表第1しか載ってないんですが、この別表第2というのがあって、もっと大きな表なんですけども、その中に教育長の欄を入れてそのところに丸が打たれる。丸が打たれるということは、その職の人が専決権を持つということになりますが、この決裁規程は全庁統一のものでありますので、特に予算というのは全庁全体で予算統制がなされるような形での規程になっておりますので、その予算編成の段階から何がしか加わらないと、今教育長は全庁的な予算編成の段階には加わっておりませんので、そういった前提のもとに責任を負わずということがほんとにいいのかなというのは、ちょっと考えます。

教育長の知らないところで、予算が組み立てられておって、いざ決定をするときに教育長専決を認めたとする、権限を認めるということは責任も同時についてまいりますので、知らないところで決められたものに責任を負えということにも、場合によってはなりかねないというところがありますの

で、ここはちょっと慎重にやらなければいけないというのが一つあります。

それで、副市長は全予算、これの編成からかかわっておりますので、当然責任も発生をして当たり前の話なんですけども、その辺教育長が、特別職の市長・副市長とは若干異質な部分があるというのが、ちょっと個人的にはひっかかりがあるんですね。そこまで、教育長に責任を負わせていいんだらうかというのは非常に思います。

ですので、あえていいますとその辺の責任がそう発生をしないであろうというものについては教育長の欄をつくって、これは教育長限りで決定ができるというものをつくっても、それはそれでいいのかなと。そうすれば、教育長の権限というものが一つそのところで、確固たるものができますのでということは思います。

○教育長

少なくとも、教育予算に関してはかかわっていかないと、なかなか責任がとれないし、説明することができないところですよね。説明責任は必ず求められてくるでしょ。だけど、それに対して対応できる情報とか予算とかというものが無いと、対応仕切れないかなと思うね。

○教育部長

そのときに、特に予算執行の部分で権限を持つという話になりますと、財務部分はこの全庁の財務統制の一環として出さなければいけないものですから、そうしたときに教育長にその辺の全庁的な財務統制の部分まで全て掌握をして、決定をなささいよと求めるのはちょっと酷なのかなという気がしますので、そういったときはその下の部長なり、課長なりが相当チェックをする体制、間違いのないような形で最終的に教育長の決定を仰ぐというような体制をつくらないと、危険というのかそういったものがあるのかなという気はするんですね。

確かに、予算があっっているんな事務事業が行われるということでもありますので、その事務事業の責任というのは教育長に相当かかってくるものですから、執行する段階で決定権がないというのもまたおかしな話だというのは思いますので。

特に財務の関係については、財政部局としっかり調整をとらないと、教育委員会でこうしますよと決め切ってしまうということができない部分でありますので、いま一度予備費の関係の部分を含めて、まだ具体の形として財政課と協議はしていないんです。総合教育会議では、予備費の話も出たんですけども、もっと大きく教育予算編成のあり方というような部分についても、ちょっとこちらの考え方がしっかり固まってないものですから、なかなか財政課に投げかけられないというような状況でありますので、一遍ちょっと財政課とも話をやり出してみたいと思います。なかなかこちらで方針決定といっても、できるかどうかわからないようなものを検討するということにもなりかねませんので、ちょっと話を進めます。

○委員長

これって、今度の総合教育会議に関係がありますか。

○教育部長

一応まだこういう段階ですので、今のところ予定はしてないんですが、ひょっとすると市長のほうから振られる可能性はあります。

○委員長

とにかく、28年度4月1日に新教育長制度になるんだから、それまでに整備しないといけないで

すよね。

○教育部長

それが理想なんです、予算の関係はとてそこまでは行かないと思います。

○委員長

ああ、そうですか。

○教育長

だから、予算の決裁権等のことについては従来どおり、ことしはやっていくということで、ちょっと間に合わないの。だから、次年度、新教育長のもとで再度検討するというぐらいのスケジュールになるよね。

○教育部長

現実の問題、そういうスケジュールにならざるを得ないと思います。もう来年度の予算というのは、もう固まって予算書というものが今業者で製本が進んでおる真っ最中でありますので、その中には予備費というものは盛り込まれておりません。予備費を盛り込むということは、教育予算編成のあり方というものの一応の方針が出た暁でないと計上はされないですね。

ですので、そういうふうに行っていくために教育委員会としてどんな考えがあるのか。ただ、今まではこの予備費なのか、もっと教育予算を倍増、3倍増というようなのはあくまでも要望でしかないものですから、現段階では、それを、現実のものにするためにどうだというステップがもうワンステップ必要になってくるんですね。前回もちょっと申し上げましたけども、今新城市の予算編成の手法というのは、各部に財源を割り振って、この枠の中で予算を組み上げて予算要求をしてくださいという形です。教育部が特別なわけでも何でもなし、ほかの部と全く一緒なんです。

ですので、例えばある年度に100という財源があって、それを各部に割り振ったら教育部は10だという枠が仮にあったとする。それで、次の年に見込まれる財源が90しかないとしたら、全部9割になるんです。

そういったやり方を今までしてきておるものですから、教育委員会は学校施設もものすごく多いし、どうしても施設の営繕というものに、大きなお金が要りますが、とてそこまでその枠の中で納まり切れないものですから、どうしてもオーバーをした形で予算要求をせざるを得ない状況に、今あります。これがその枠配分の仕方というものが今までどおりではとて現実問題として成り立っていないという状況がずっと続いてきておるものですから、これは少し考えていただきたい。教育予算というのは、もっとこれだけ要るんですよというようなものをしっかりと訴えていく必要があると思うんです。

○委員

一番思うのは、教育長に、教育委員会に関する予算についての決裁が必要ない、その権限がないというのは、あり得ないことだと思いました。初めてそういうことを知ったんですが、教育長には予算についての権限が全くないんですね、あり得ないですよ。教育委員会の予備費の必要性については、ここでは言いませんけども、やっぱり教育予算についての責任は教育長が負うわけですから、教育行政の一番もとになる予算に関する権限が教育長にないというのは、何とかする必要があるのではないのでしょうか、制度が大きく変わるところですから。

○教育部長

そうですね。

○委員

はい。それだけは強く思います。

○委員

私も、教育長のお考えが全く反映されていないということを、今お話を聞いてわかりました。やっぱり、これからつくる以上教育長のお考えをしっかりと聞いて、それを反映したようなものにしていただきたいと思います。

○委員

私も、問題の意味がどこにあったのかということ、おくればせながら今初めて知りました。また、いかに部長と教育長がうまくコミュニケーションとって、この教育委員会の事務局というのが動いているのかということもよくわかった気がします。言ってみれば、教育長はちり紙1枚買えないみたいなそういう状況なんですね、言い方変ですけど。課長とか室長には買えるけれども、そこがないというのは、本当に不勉強で知らなかったという感じなんですけど。

体制がすごく変わってくる中で、教育長の決裁権というもの、予算に関して必要になってくると思いますし、行動がものすごく変わってしまうことに、多分なるんですよ。教育長の決裁権というのをここでやりましょうということになるには。その意味を、ちょっと私、もう少し勉強してからでないとう理解ができてないような気がするものですから、ちょっとまたいろいろ教えていただければと思います。ありがとうございました。

○教育長

やっぱり何かをしたい、何かをしようと思うときに決裁権がないということは、両腕がなくって、頭の中だけで考えるという状況だね。例えば学校現場を考えてみても、市によっては校長裁量予算というのをきちんとつけて、校長に決裁権を与えてやっているという市町も幾つかあるわけですよ。そういった中で、教育予算の中においても、あるいは校長においても決裁権がどういうところにあるのかということきちんと定めることによって、より柔軟な、より即時対応できるそういう教育が推進できるようになると思うんですね。

そういった意味合いにおいて、このことは今回の法令改正、組織改正において、きちんと考える必要があるなど。これまでは、どちらかという、混沌とした中においてまあ責任だけは教育長に負わせて、教育委員長が責任あったってそれはもう全部教育長の責任という形、世間全部そうでしょ。教育委員長が矢面に立って、私が教育委員会のトップだから責任を負いますということはまずないんですよ、教育長が責任を負う。それで、他の校長においても教育長が責任を持つ。責任だけは負いましょう、だけど手足はないですよという状況なんですよ。だから、そこら辺はやっぱり変えていくことが大事なことだなと思いますし、次の教育長に自信を持って、渡すときでもこうなんだというふうにして渡したいですね、ほんとに。

○教育部長

今の市の決裁規程を見ますと、私、部長とか課長というのは教育委員会の職員であるんですね、当然教育委員会から辞令を受けておりますので。ですが、この決裁規程上の位置づけというのは、市長部局の職員でもあるし、そういう側面も持っておるし、教育委員会の側面も持っておるというような形に見えてしまうんですね。ですので、このいろんな別表でこういった権限が各段階でありますよ

という中に、部長とか課長というものが入っておるんですね、私もそこが適用されているんな事務をやっておると。

ところが、教育長はないものですから、そうすると教育長だけがちょっと僕らとは離れたところで、宙に浮いているというようなのが今の体制ですね。それで、教育長が今言われたように、委員長と教育長というのがみえるんですが、その辺の役割分担というのが従前の法律の制度では、なかなか明確でなかった。それをもっとわかりやすいものにしていきましょうというのが今回の法改正の大きな趣旨だったものですから、その辺がまだ教育長決裁規程の中にしっかりと落とし込めてないというようなのが現状だということですので、またこれはちょっと行政、それから財政の市長部局の管理部門のほうと調整を進めてみます。

○委員長

これって豊橋とか、豊川だとか、蒲郡だとか、そういうところはどういうふうになっているか御存じですか。

○教育部長

今回御提案申し上げたのは、愛知県の事例を参考にしてあります。県の教育委員会はどういった形でやるというように思います。それから、豊橋、豊川、どうだったかな。同じようなスタイルでやっておるようであります。

○委員長

要するに、教育長の今言った教育予算に対する決裁権とか、そういうようなことは他都市ではどうなっているのかということとはわからないですよ。

○教育部長

遠いところ、ちょっとどこだか忘れてしまったんですけど、この10ページ以降にあるこういう表みたいなものはつくられておる自治体もありました。

○委員長

教育長さんに教育予算の決裁権がないというのは、それって愛知県はじめ他都市もみんな同じ状況なんですか。

○教育長

これまでの教育委員会制度においては、そういうふうだね。

○委員長

なるほどね。

○教育部長

そうです。

○委員長

何にしろ、新たに改定していかなければいけないということですよ。

○教育部長

ほかの制度上、できないということはないはずでありますので、やりようはあるかなと。後はそれぞれの自治体の決断ですね。

要は、新教育長に権限を発生させるということは、どこかから権限を委譲するということですので、新たな事務事業が発生しているわけではないものですから、例えば今まで教育予算の副市長が専決を

しておった分は新教育長が決裁できるとかいうことを可能性としてはでき得るものかなと。それは、副市長、今権限を持っておる人の一つの決断ですね。

○教育長

いずれにしろ、きちっと位置づける必要はあるなと思いますね。

○教育部長

そうですね。

○教育長

明文化しないとなかなか事務の執行ができないので。

○委員長

では、こんなところでいいですね。

では、(2) 学校教育課、お願いします。

○学校教育課長

それでは、卒業式の出席者についてということで、12ページをごらんください。

これは、以前にも書かせていただいたものです。中学校の卒業式で千郷中学のところですが、瀧川委員が御出席の予定だったんですが、当日出席できないという連絡をいただきました。そこで、中学校の千郷中には夏目教育部長に出ていただくというようなことでお願いがしてあります。変更がありましたので載せさせていただきます。

なお、そのときに告辞を読んでいただくことになるかと思しますので、それにつきましては2月の定例教育委員会会議のときには用意させていただきます、配付させていただきたいと思っております。また、案内状についても、直接お渡ししたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

以上です。

○委員長

では、(3)、学校教育課、お願いします。

○学校教育課長

13ページと14ページ、お願いいたします。

新城市ハートフルスタッフ活用事業を今年度も行っておりまして、来年度も当然行っていくわけですが、実は実施要領がきちっとつくられていなかったということがありました。整備する必要がありますので、ここに掲げさせていただきました。

第1条から第8条までございますが、特に第3条には対象とする児童及び生徒のところ、それから第4条には業務について明記させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

お認めいただければ、この要綱に沿って今後も活用事業を進めてまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長

何か、前のときにハートフルスタッフのことについて質問がありましたよね。そういうことがあって、これを見直した、そういうことですか。

○学校教育課長

はい、そうです。

○委員長

じゃあ、ほんとはこれ一遍確認したほうがいいんですよ。ただ、今まだ読んでいる暇もないので、これでいいですかと言われてもちょっと困ることは困るんだけど。

何か困った、ここはどういうふうにしたらいいかだとかそういうことで、迷ったとか、困ったとかそういうことはありましたか。別にないですか。

○学校教育課長

一応、原案をつくって市の法務の方にも見ていただきまして、どうかということで確認をしてまいりました。一応大枠はこれで網羅されているかなというふうに思いますが。

内容につきましては、今行っている実態をそのまま明文化したというふうに思っただけであればありがたいです。

○教育部長

委員長、よろしいですか。

○委員長

どうぞ。

○教育部長

補足の説明をさせていただきますと、前回の総合教育会議のときに市長がぼそっと言われたのが発端であります。財政課の予算査定の中で、この12月補正予算でハートフルスタッフの増額要求をしたものですから、そのときの議論の中でハートフルスタッフさんを雇用して、業務についていただく。その業務についていただくものの後ろ盾というか根拠というものをしっかりしておく必要があるのではないかと。今まで何もなかったものですから、こういった要綱をつくってしっかり後ろ盾を持たすというようなものですので、基本的には今までの業務に新たな業務が何か発生したとか、やめたとかというものはないものであります。

○委員長

ちなみに、ハートフルスタッフというのは、例えば朝の9時から午後3時まで勤めたという場合は6時間勤務になるんですか。それとも、授業時数で賃金を支払っていく、そこはどうですか。

○教育部長

勤務時間。

○委員

時間ですよ。

○委員長

基本的に勤務時間。

○教育部長

臨時職員ですので、時間当たり幾らという雇用契約を結んでおりますので、勤務時間ですね。

○委員長

何かありますか。

○委員

私、ハートフルスタッフさんのことで気になったのは、研修を受けていただけるようにする、採用資格というかこういう方をということが明らかにされているかです。ちょっとここで学校の教員資格

とか、そういうふうな免許とかということに触れられていないのは、現実に即してというところがあると思いますので、そこまでは求めないんですけれども、年間どれだけかどんどん発達障害についても、また外国の方のフォローについても、いろんなところで新しい研究がされていて、新しい成果を出していらっしゃると思うものですから、研修を受けることができるのか、研修を受けることとするのかわからないんですけれども、そういうものも要綱の中に入れていただけたらと思います。

ただ、それが今実際には行われていないわけですね。なので、ここでうたうことはできないかもしれないんですが、どこかで改正されるような形をとっていただいて、それも決め事にしていただけたらと思います。

○学校教育課長

研修というか、連絡会議は持っておりまして、例えば実際に採用するとき、各学校の担当者との打ち合わせを持つことは当然あります。それから、1学期の終わりに、どんな様子でやっているかとか、困っていることはないかとか、そういったこと。2学期の終わりに、ハートフルスタッフさ同士での情報交換、あるいは担当者としての打合せ会をしておりますので、名前は連絡会議になっておりますけど、研修的な要素は入って行っております。

それから、実際のところ一番大事なことは、学校現場のニーズに即して動いていただくことですので、そういった意味におきましては、実際に入っていただく教室の担任であるとか、あるいは他の先生が持たれる授業では、どのように支援をするかといったことを話し合ってもらっています。

○委員

私、ハートフルスタッフさんは、発達障害の指導であったり、特別教室のある意味スペシャリストであっていただきたいなと、そういう気持ちを思っています。なので、つぼみの会ですとかそういうところで勉強をしていくだとか、そういうことがあってもいいのではないかと申し上げてんですが。

学校の先生方、普通の担任の先生方が、じゃあそれらのことについてたくさん勉強していただいて、具体的な指示をハートフルスタッフさんに出せるかといったら、たくさんある業務の中でそこにそんな力を入れていただくこともなかなか難しいのではないと思うんですけど、実際の体制に合っていないということであるならば、そこまでの研修が必要ないという御判断だと思いますが、いかがかなと思うんですけど。

○学校教育課長

そういうふうにハートフルスタッフさんも力をつけていっていただけることは、非常に望ましいことだと考えます。ただ、実際今現在採用している方も、先ほど採用資格というところがありましたが、教員免許をどうしても持っていないてはならないということは、書いてありません。できるだけ教員免許を持っている方をお願いしたいと思っています。また、昔からハートフルスタッフをやってみえる方は、その経験値でもって学校において力を発揮している方がいるといった連絡も入っています。現場での体験による学びにより、教員免許は持ってないけれど非常によくサポートができるという方もおりますので、そういう方も大切にしていきたいと考えます。

実際に、少しでも現場にいていただきたいという思いがかなりあるものですから、そのための研修を位置づけるというのは、どうかとも思います。ただ不必要と思っているわけではありませんで、そのあたりは検討していきたいと考えます。

○委員

予算も必要だと思いますので、それだけ人がたくさん雇えて、その上で研修を受けていただく時間もとれて、費用もとれてということになると思うので、すぐできるとはもちろん思っていませんので、ちょっと思ったところだけ。

○教育長

研修が必要なことは、十分わかります。それで、現状からいって研修ができるとするならば、それぞれハートフルスタッフが任につくとき、それが子供なり、クラスなりのそれぞれのケースによって異なってくるので、各学校の校長及び管理職による研修ということであれば可能だと思うし、現実にはそういった形ではやっているのではないかなど。

だから、研修をやっているということをしちっと位置づけるためには、例えば校長による研修を何回とかで行うものとするという位置づけはできると思います。ただし、全体としてまとまった研修というのは、かなりこれは予算も要しますし、難しいなと思いますので、現段階では各学校における研修ということを明文化しておいたほうがいいのではないのかな、どこか。業務、採用資格、そこら辺でと、また検討してみてください。

○学校教育課長

では、本日これで見てください、御意見いただきましたので、再度検討して次回に提案させていただけたらと思いますがいかがでしょうか。

○委員長

じゃ、そういうことでいいですか。

○委員

はい。

○委員長

はい。

じゃ、それ以外の内容についてはこれでいいと、そういうことでいいですね。そういうことで、課長、いいですかね。

○学校教育課長

ありがとうございました。

○委員長

では、生涯学習課は（４）（５）（６）って大体似たようなことですか。

○生涯学習課長

はい。中身についてはちょっと趣旨が違いますけども。

○委員長

あっ、そうですか。でも、一括で説明してください。

○生涯学習課長

それでは、まず（４）になりますが、新城市鳳来寺共育施設の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

この３月議会に上程をします議案として、新城市鳳来寺共育施設の設置及び管理に関する条例につきましては、現在３月１５日を工期として建設しております放課後児童対策施設につきまして、公の

施設としての位置づけをするため、設置及び管理に関する条例を制定するものであります。

名称につきましては、鳳来寺共育施設とさせていただきます。それから、この条例案を作成するに当たりまして、行政課法務係の御指導等仰ぎまして、第2条、設置につきまして、この施設の特異性を前面に出すようにということで、放課後に児童、地域住民等が共に過ごし、かつ、市民等が集うことにより新城教育憲章〔平成27年新城市制定〕に定める共育を推進するため、共育施設を新城市玖老勢字大栗平5番地2に置くというような設置の目的を入れさせていただきました。

ほかの条文につきましては、社会教育施設で貸館としております内容と変わっておりませんが、設置の目的についてそのように強調させていただきました。

貸館でありますので、部屋貸しに係る料金を徴収するわけですが、17ページのほうにありますように、貸し部屋として4つの学習室と和室がございますが、それも1時間当たり100円でお貸しするということになります。ここで、事業実施をされます地元の放課後児童対策組織は「ぶっぼ〜荘」という名称がつけましたけれども、そちらの活動につきましても、使用料についてはお支払いいただくということになっております。

続きまして、19ページ、新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正でございますが、12月議会に諮りました案件以降、このたび大野田公民館、それから富永公民館が地元移管の手続、協議が整いましたので、条例から削除するものであります。

21、22ページに位置がありますが、22ページの川上公会堂、こちらが富永公民館になってます。大野田公民館につきましては、土地、建物いずれも市のものでありますので、公民館の条例から削除しまして、財政課から地元へ移管という形になりますが、川上公会堂につきましては、もともと土地、それから建物、いずれも地元のものでありますので、今回公民館という看板をおろさせていただくという手続になります。

公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正の内容は以上であります。

○生涯学習課参事

続きまして、(6)新城市青年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明させていただきます。

23ページをごらんください。

3月定例会市議会に議案として上程する予定の案件であります。新城市青年の家におきまして、昨年末に老朽化した地上燃料タンクを撤去し、これによりまして宿泊に必要な給湯用ボイラーが使用できなくなったため、新城市青年の家の設置及び管理に関する条例を一部修正するものであります。

内容は、宿泊に関する項目を条例から削除するもので、24ページに新旧対照表をつけさせていただきましたけれども、旧の下線を引いた部分ですね、宿泊という項目を削除させていただきます。第2条と別表のほうにも宿泊という項目がありますので、それを削除させていただきます。

以上であります。

○委員長

では、一括してどこからでもいいので、もし御質問があったらお願いします。

○委員

鳳来寺共育施設の設置のところですが、使用料がかかるということで思ったんですけれども、この地域には公民館、コミュニティ施設はございませんでしょうか。

○生涯学習課長

玖老勢には玖老勢コミュニティプラザという施設があります。

○委員

その玖老勢とこの鳳来寺小学校の場所とはどのぐらい離れているんですか。

○生涯学習課長

距離として、2キロもないぐらいです。

○委員

そうですか。皆さん、どのように使い分けをされるのかなと思いました。

○生涯学習課長

この施設は、基本的に共育を実施していただく放課後児童対策もやっていただく施設でありますけれども、その活動の中で会議をやっていただけるように開館時間等も設けています。基本的には共育活動に関するここで利用をされるものが主であると考えております。

○教育部長

そもそも論として、この鳳来寺小学校に共育施設を建設するというのは、放課後児童対策のための施設というのが主目的であります。今、委員が言われるように、近くにそういった場所があるではないかという、そちらを利用すれば足りるのではないのかなという思いを抱かれたのかなとも思いますが、放課後児童対策は今市ではこども未来課が児童クラブをやっております。その対象となるのは小学生ですので、小学校の学校がひけてからそれが遠くにあると、そこまで歩いて行かなければならない。その間の安全の担保、責任というのはどなたが持つんですかというような議論が発生してしまうものですから、でき得ればその学校に近接したところに、その活動の場があるというのが理想なんです。今回鳳来寺小学校は鳳来北西部地区の4校統合に合わせて、地元からもこの学区が広がることもあるものですから、学校の敷地内にそういった施設をつくっていただけないかという御要望がありました。それで、その放課後子ども教室という児童クラブではない、単に子供を預かるのではない教育という視点をこのところに大きく持たせて、放課後児童対策を展開していこうという目的でこの共育施設というのがつくられました。

ただ、それだけの利用では、やっぱり空きが出てくるものですから、その空いた時間は地域の方が、いわゆる共育活動としてお使いいただければそれはそれでより有効な設備利用になるものですから、そういった利用も想定してこの施設を運用していこうというようなものでありますので。

○委員

そういうものが聞きたかったんです。

○教育部長

はい。

○委員

ちょっと確認したいんですが、使用料は共育で使う場合には基本的に免除されますか。

○教育部長

これは免除されません。

○委員

減免なし。

○教育部長

なしです。

○委員

ボランティアでやっていただく方たちがほとんどですよ、共育の。

○教育部長

放課後児童対策ですか。

○委員

はい。

○教育部長

これは、今地元ともいろいろ調整はしておるんですが、無料で利用するという事は考えておりません。何がしかの保護者負担を求めます。その保護者負担の中にこの利用料も当然含まれている。

それで、先ほど課長のほうから説明がありました地元で運営組織というものを立ち上げて、そこが運営をしていただきます。この活動をする場をこの施設に求めるということでもありますので、市はどちらかというとその場所を貸しますよというようなスタイルになっている。

○委員

児童クラブは、今までは鳳来寺の学区にはなかったのですか。

○教育部長

鳳来寺保育園にあった。

○生涯学習課長

鳳来寺小は、長期休みだけ。

○教育部長

長期休みだけありました。

○委員

そうすると、その児童クラブとの兼ね合いはどういうふうになりますか。

○教育部長

ちょっと併設されるようになってまいります。

○委員

どちらでもどうぞという形になるということですか。

○教育部長

ではなくて、放課後子ども教室、生涯学習課がやる事業が行われておる間は児童クラブはありません。

○委員長

長期休業とかそういうときですよ。

○委員

共育施設を使うようになるわけですね、児童クラブとして。

○教育部長

児童クラブが、その時期にはそうなります。

○委員

そういうことですね。了解です。

○教育長

これは、条例なんだけれども、運営規則というのは別途つくるんだよね。

○生涯学習課長

そうです。

○教育長

つまり、事故があった場合だとか、警報が出た場合だとか、あるいは学校との役割、責任分担の関係だとか、スクールバスとの関係だとか、いろんなものが問題として出てくるんだけれども、予想される事態については、できるだけやっぱりそういったことを明文化していくことが大事だと思うし、そうすることが学校の教職員にとっても、それから共育を運営する方々にとっても、4月からいいスタートが切れると思いますので、ぜひ運営規則をつくっていただきたいなと思います。

○委員長

あとはいいですか。

○委員

児童クラブはあるんですね。それは、学期中、普通の授業がある1学期、2学期、3学期のときは稼働しないと。

○教育部長

稼働しないですね。

○委員

稼働なくて、長期休業中だけがそこに当たってくるということですよ。だとすると、今のところ、今鳳来北西部のところは一つも児童クラブなかったということですよ。

○教育部長

鳳来寺小学校だけ、長期休業中はあったんです。

○委員

あったんですね。ふだんは、それこそ手弁当で地元の人たちが、ちょっと子供ら見とってやるみたいなのが少しあったというふうに聞いてたんですけども。

○教育長

鳳来西小学校において。

○委員

西小学校ですか。

○教育長

珠算塾が、子供たちの帰りのときに面倒みてくださっていたということなんですね。

○委員

ほかのところは、児童クラブで放課後面倒をみているわけですよ。当然、利用料を月額5,000円を納めているかと思いますが、その独立採算でやっているわけではないではないですか、独立採算になっていますか。

○教育部長

児童クラブは、今おっしゃられたように月額5,000円の保護者負担があります。これは、児童

クラブの運営そのものは市がやっておるものですから。

○委員

やっていますね。

○教育部長

市が、その5,000円というのはいただくようになります。今回は、先ほど言いましたように運営主体が地元の皆さんで組織する任意の団体をつくりますので、そこが収入をする。そこがこの施設を借りて、取り組みをするというような形ですので、厳密に言えば、市とお金のやりとりをする相手方は、その運営組織なんですね。

○委員

そうですね。そういう形で立ち上げてやってきた放課後対策事業というのは、もう自転車操業ですね、言ってみれば。非常に苦しいのではないかと思いますし、継続性というのが危ういのではないかなということを感じるんですけど、どうでしょうかね。

本来だったら、児童クラブの関係で入ってくる普通のお金があると思うんですけど、それと同じような形である意味市がその民間の団体、ほんとは法人化なんかしてもらえればいいと思いますけども、そこに委託をしますと。それで、5,000円だったら5,000円、利用料とかを子供が少なくなっちゃったので、去年までは1万円だったけど来年から1万3,000円になりますみたいな形になってしまうと、ほんとにますますやりづらくなっていってしまうと思うんですね。

そこを、面倒をみられるような制度設計が一つ必要ではないかと思うんですが、先ほど委員長とも話をしたんですが、大分前ですが、私が調べたときに、放課後子ども教室のスタッフの人件費の3分の2を県と国がみるという制度があったと思うんですね。今それがあるかどうかわかりません。ある意味モデル事業のための制度だったかもしれないですし、資料もまた引っ張り出してきて確認しますが、そういうものをうまく使ってあげて、人件費をどういうふうにしてやるかということをしていかなないと、ここは地元の人たちで頑張っていてちょうだいみたいな話だと、そこがつまずいた時点でほかの地域には地域型のもので進んでいけないと思います。あれは大変だからやめときなというような事例になっていってしまうと思うので、そこを前向きに制度化、アラカルトで、どの制度をこういうふうにご利用しますかというふうにして、そこをコーディネートするところは、やっぱり教育委員会の事業であれば教育委員の誰かがそれに合った事業の設計というのを手伝わなければいけないと思うんですけども。ぜひ、これ成功させてほしいので。

○教育部長

委員の御心配というのは非常によくわかります。それで、実はこの話は地元から出てきたものなんですね。こういった取り組みをやってみたいと。ただ、やはりその意欲はあるんですけども、現実の問題を想定したときに、皆さん初めてのことであるし、専門家でも何でもないので、非常に不安であると。途中で倒れてしまうというようなことも当然心配はするわけですね。

そのために、何かよりどころとなるような仕組みというものはないですかねと。それはやはり行政に求められるものですから、今考えておるのは、アドバイザーというのかコーディネーターというのか、そういった形の職員を1人あそこに置こうというふうに考えております。それで、実際に子供たちに相対して活動するのは地元の方々、いろんなメニューなどをつくってやると。ただ、ちょっとわからないなとか不安なことがあつただとか、どうしていいかわからんというようなところには、

すぐに相談を持ちかけていけるような人材というものをあそこへ配置して、サポートをしていきましょうと。

結局、全く丸投げではないということなんです。何がしかサポートはしていかないといけない。その辺の兼ね合いですね、あんまり行政が前へ出ていっちゃうと主体性というか自主性を損ねてしまうということでありまして、それは本来の目的ではないものですから、できれば理想としてはもう自立していただきたいですね。それで、しっかりしたものでやっていただくんですが、いきなりそれはできないだろうと。だから、その辺の下支え、サポートというものは行政がやっていきますよということで、実際問題、今考えている体制で、これならもう絶対大丈夫だということまで行っていません。ふたを開けてみないとわからないというところがあります。初めてのケースですので、これはやはり様子を見ながら、その辺はやっていかななくてはいけないなという思いはありますので、少し様子を見させていただきたい。

それで、地元のそういった意欲というものは、ずっと上がってきておるものですから、それはすごく大事にしてあげたい。あそこを成功事例にしたいんですよ。それで、あそこでいいことやっているね、自分たちもやってみたいというようなふうにしていきたい。これが恐らく作手でも、全く同じではないにしても、似たような展開というものは十分起こり得ると思いますので、またこちらのほうが1年先行しますので、そういった事例をちょっと参考にしながら、また作手は作手ならではの事業展開というものを考えていただけたらなど。あくまでも、今までは行政が一手にやっておるというものを、そうではない地域の方々がその中に加わっていただいて、参加していただいて、でき得れば地域が主体となって動いていけるというようなものにしていきたいというのが、基本的な考え方としてあると。

○委員

どんな制度が利用できるのかとか、よそはどういうふうにして、それもう運営ではなくて経営ですよ、経営をやっているかというので、地域の人、一般の人ってほんとに知らないと思うんです。結局、地域づくりというところと経営というところってなかなか上手に相入れないところ、志に甘えてのっかって、押しつぶしてみたいなパターンになりかねないなというのをすごく思うので、こういうサポートありませんかということ自体がもう思い浮かばないというのが、私はちょっと懸念するところとして、ぜひまたそういうところを支えていただける職員の方、よろしくお願いします。

○教育部長

この予算はものすごく難産だったんです。というのは、行政サイドでは地元の自立を目指すんですよ、だったら市はそんなに手を出すべきではないという考え方というのは一方であるんですね。そことのせめぎ合いだったんですが、うまくスタッフを置けるような状態になったということですので。今委員が言われることも、事がしっかり進んでいくということがどんなときでも大事ですので、それがうまいこといかないというようなことになったら、そこに何か原因があるわけですので、その辺をどうやって行政とその地域の人たちとの役割分担といったもののバランスとっていくというのが今後の大きなテーマであると思うし、新しい取り組みになりますので、市のかかわり方というのが従来型のかかわり方の考え方では恐らく通用しない場面が出てくると思いますので、そのところが大きな一つの転機になると思います。

○教育長

今地域の方々が熱い思いを持ってやっとなっていただけるということ、これはほんとありがたいし尊重していきたいと思えますけれども、ただ5年先、10年先を考えたときに、スタッフの人数が限られている、スタッフが年をとっていくということを考えると、いかに継続させていくかということが大きな課題になりますし、そのためのサポートをどうしていくかということは、来年1年度、活動を通して考えていきたいと思えます。

○委員長

ありがとうございました。

では、(7)、生涯学習課、お願いします。

○生涯学習課長

それでは、成人式の報告になります。

冒頭、教育長の報告にもありましたように、今回平成28年の成人式につきましては、来賓、新成人含めて839名の出席がございました。出席率であります、表中ほどにありますように、26年で90%、27年で88.1%、28年が87%と少々率が下がってきておるわけでありまして。特に、男性のほう個別に率を出しますと85.2%ということで下がっておりますので、このあたりを、ぜひせつかくの成人の式でありますので、多くの新成人に出席いただけるように次年度からも取り組んでまいりたいと思っております。

今回の出席者の兄弟であるとか、先輩・後輩に当たる人たちが次に出席するときに、成人式はよかったよというように、言い伝えていただけるように式のほうの内容も考えていきたいと考えております。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。何かありますか。

では、スポーツ課、(8)番、よろしくをお願いします。

○スポーツ課長

それでは、平成26年度から27年度、2カ年にわたりまして、新城市生涯スポーツ振興計画策定作業を進めてまいりました。本日の定例教育委員会会議において、新城市生涯スポーツ振興計画策定報告をさせていただきます。

皆さんのお手元にお配りしました計画書、それとダイジェスト版という形で作成いたします。表紙につきましては、ご覧のとおりで、中身につきましてはカラー刷りということです。こちらはダイジェスト版でこのような格好で作成する予定であります。

お手元にお配りしました冊子の2ページをごらんいただきますと、計画の位置づけにありますように、スポーツ基本法第9条の規定に基づく国のスポーツ基本計画、及び愛知県のいきいきあいちスポーツプランを上位計画としています。また、新城市の総合計画、及び第2次新城健康づくり21計画などとの整合性を維持しつつ、本市のスポーツ振興計画を市民と一体となって取り組むための指針となっております。

この基本計画の策定に当たりまして、47ページをごらん下さい。

策定委員名簿にあるように、策定懇談会では座長に京都文教大学准教授の岡本先生、副座長に区長代表の柴田さんをはじめとする各種団体の代表者11名で構成、そして策定委員会では、和田教育

長を顧問としまして、夏目教育部長をはじめこの施策に関係する行政の各課長12名で構成、また作業部会では、教育委員、スポーツ推進委員を含め学校教職員からなる学校体育部会と、行政側関係者からなる社会体育部会、及び体育環境部会の三つを編成し、この策定作業に加わっていただき、それぞれの立場から多くの意見や提案をいただきました。

本日ここにいらっしゃいます花田職務代理及び川口委員、本日欠席ではございますけれども瀧川委員にも多大なる御協力いただき、大変ありがとうございました。

この計画は、平成28年度から10カ年を計画期間とし、最初の2年間で準備期間として目標に向けた体制づくりや計画づくりを行い、期間の中間に当たる5年目において、本計画の検証と見直しを行ってまいります。27ページからありますように、基本方針の「人の輪を広げ、健やかな心と体を育むまち」とし、地域・学校・家庭における市民の日常生活とスポーツ活動の支援及び普及を行う上で、市民のスポーツ振興における7つの課題を洗い出し、課題に対して14からなら基本目標の設定と、その実現のための重点目標を設定し、策定を進めてまいりました。

今後の予定といたしまして、2月16日の市政経営会議にて報告させていただきます。3月には発刊予定となっております。

以上です。

○委員長

御質問等あったらお願いします。

○教育長

部長会は、いつ出す。

○教育部長

3月にできるものですから、市政経営会議で部長会議に諮らなければいけないという決定が出れば、どこかの部長会議で議題として挙げますが、そうでなければもう配布をするというだけになります。

○教育長

3月2日のところの最初か最後のところで、部長のほうからか。

○教育部長

わかりました。このときにはできるの。

○スポーツ課長

このときにはまだ。

○教育部長

物ができてない。

○スポーツ課長

物はできてないです。

○教育長

できてない、いつできるの。

○スポーツ課長

はい。中旬過ぎを予定しています。

今、皆さんにお配りした状態では。

○教育長

これで行こう。

○スポーツ課長

はい。

○教育長

やっぱり今年度中でないとまずいと思うので。

○スポーツ課長

はい。

○委員長

あと、どうでしょう。膨大な取り組み、ありがとうございました。

では、(9)、スポーツ課、お願いします。

○スポーツ課長

第40回新城マラソン大会につきまして、報告させていただきます。資料等はございません。口頭で報告させていただきます。

17日に開催いたしました第40回新城マラソン、原田教育委員長、そして花田職務代理、そして安形教育委員には大変お忙しい中、開会式またエアロビクスにも参加いただき、ありがとうございました。さきにお伝えしたように、今回の新城マラソン大会は市制10周年及び第40回目となる記念大会ということで、ゲストランナーに野口みずきさんをお迎えしての開催となりました。幸い天候にも恵まれ、過去最高の参加者数と、心配された駐車場も想定内に収まり、大きな混乱もなく会場での参加者の笑顔から大盛況のうちに大会を終了することができたと思います。

参加申込者数3,612人に対しまして、3,217人の参加がございました。昨年の参加者数を522人上回る参加者数となりました。これは野口みずきさん効果ではないかと考えておりますけど、今後市内の参加者数だとか、そういったデータができ上がってまいりますので、それができ次第また報告させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長

何かありますか。

では、ここにはないですけども(10)として特任校制度について、委員、お願いします。

○委員

新城市の小学校に小規模特任校制の導入の提案をさせていただきたいと思います。特認校制について御説明申し上げます。

特任校制とは、平成9年に文部省、現文部科学省が「通学区域制度の弾力的運用について」を各教育委員会に通知したことに始まり、現住所のままで一定条件のもと、「小規模特任校」に指定された小学校に入学・転入ができる制度です。近隣においては豊橋市、豊田市、旧一色町などですでに導入されております。

認定されるには、豊かな自然や資源に恵まれ、少人数ならではの一人一人を大切にした特色ある学校運営や指導を長年にわたり展開していることとあります。対象、今のところでございますが、その対象となる学校を鳳来東小学校がその対象になるのではと考えております。

しかしながら、これがやはりうまくいきますには、トップダウン方式ではなくて、地域の方々の御

要望があつてこそうまくいくものと考えておりますので、このことについて御提案させていただきますがいかがでございましょうか。

○委員長

はい。それでは、現状の鳳来東小学校のそういう転入だとかそういうことで、何か情報があつたらお願いしたいんですけど。

○教育長

昨年度、3人転入しています。それで、15人になりまして、そして来年度は転入ではないですが、4人ふえるということでございます。ともあれ、地域もかなり前からそういったよそからの転入生というものを歓迎したいということでもありますので、地域からの声というのが改めて教育委員会に要望があつたらそういった方向で進めていくというようなことでいいのではないかと。また、それにふさわしい特色ある学校教育活動、自然体験活動等を行っているので、それに匹敵するのではないかなと考えますので。

○委員長

今、教育長から詳しい説明があつたんですけども、あとほかの委員さんからどうですか。

○委員

庭野小の場合は、音楽教育が特色で愛知県下でもまず1校しかないような30年という長い歴史を持つ学校です。

○委員

はい。庭野小の場合、ちょっと地元の受け入れ体制というところが気になりますので。

○委員

それが得られれば、候補にということでもいいかと思いますが。鳳来東の場合には、特色ある活動が幾つもありますので、地元もそういう受入体制があるということであれば推進されるといいのではないかなということは思います。

○委員長

何かありますか。

○委員

はい。スタートさせていただいて、それでまた鳳来東小学校も盛り上がっていけばいいなと思います。やはりこのあたりのことというのは、知られて何ぼだと思しますので、ちょっと先ほど御提案をしたんですけども、サマースクールを実施する等の形で、こういうことに興味がある方に一度はまず体験していただけるような取り組みとか、地元との交流、それがその特色だとも思いますので、そういうところにまずは参加していただくというような機会を地域と学校と一緒に設けていただくような形にできると、また盛り上がってもいくと思えますし、知っていただく、知名度も上がっていくと思えますので、その辺の支援ができたらいいなと考えております。

○委員長

今の皆さんの意見だと、鳳来東小学校については特認校制度をもう導入していきたいということではないのかなと思います。

○教育長

小規模校ということであると、先ほど委員も言われたように庭野小学校もあるわけですので、モデ

ル的というスタンスで。

○委員長

そうですね。

○教育長

じゃあ、鳳来東小学校並びに地区に提案してみるということですね。そこから後は地域の意向に任せるということ。

○委員長

そうですね。それがうまくいくようであれば、また庭野のほうにも広がっていく可能性もあるものですから。

じゃ、28年度からということによろしいですか。

○教育長

地元の意向次第ですけども。

○委員長

はい。そういうことですね、はい。

委員、そういうことでいいですか。

○委員

はい、ありがとうございます。

日程第5 その他

○委員長

では、日程第5、その他、(1)、教育総務課、お願いします。

○教育総務課長

資料の26ページになりますが、28年度の定例教育委員会会議の予定表がつけてありますので、表を確認していただければと思います。

以上です。

○委員長

はい。こういうことということで、特段ないですね、これはね。

では、(2)、文化課、お願いします。

○文化課長

資料の最後にチラシを付けさせていただきましたので、ご覧ください。

2月21日の午後1時から、文化会館小ホールで東京大学史料編纂所特定共同研究シンポジウムを開催いたします。東京大学史料編纂所では、特定共同研究の一つとして平成22年度から「合戦の記憶をめぐる総合的研究－関連資料の収集による長篠合戦の立体的復元－」をテーマに研究が開始され、新城市も全面的に協力し、資料館の職員も研究員として参加してきました。

この研究が本年度で終了するため、今回、長篠・設楽原の戦いが行われたこの新城市で、調査・研究について発表を行うことになりました。

内容としましては、チラシにありますように専門分野による報告とパネルディスカッションを予定しております。ぜひご覧いただきたいと思います。

○委員長

ありがとうございました。詳しい説明で、よくわかりました。

あと、皆さんからどうぞでしょう。いいですか。

○委員

一つ、確認、いいですか。

前に、教育委員の任期を4月から始まるようにしませんかというような話で、そうだねという話をしたことがあったと思うんですね、教育委員の中だけだったかもしれませんが。今回、教育長の辞職願を出してこういう形になったわけなんですけれども、どうしますか。私たちは一遍辞職しないと4月始まりとかにはならないですよ。その辺は、途中で、この自分の任期の一番近いところの4月でやめるみたいな話になると、私、次の4月でやめないと4年のうちがわではやめられなくなってしまいうんですけど。

○委員長

じゃ、それも含めて、ちょっと部長さんにも出ていただいて、教育長室のほうでということで。

はい、じゃあ以上で閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後5時55分

委 員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記